平成24年３月２日開会
平成24年３月16日閉会

平成24年三宅町議会
第１回定例会会議録

三　宅　町　議　会

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会会議録目次

招集告示……1
会期日程表……2
第　１　号　（３月２日）
出席議員……3
欠席議員……3
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……3
職務のため会議に出席した者の役職氏名……3
議事日程……4
議長あいさつ……6
町長あいさつ……6
開会の宣告……7
議事日程の報告……7
会議録署名議員の指名……7
会期の決定……7
諸般の報告……7
選任第１号の上程、採決……8
議案第１号～議案第１６号の上程、説明……9
同意第１号の上程、説明、採決……13
発議第１号の上程、説明、採決……14
発議第２号の上程、説明、採決……16
散会の宣告……17
第　２　号　（３月８日）
出席議員……19
欠席議員……19
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……19
職務のため会議に出席した者の役職氏名……19
議事日程……20

開議の宣告……21
議事日程の報告……21
議案第１号～議案第６号の予算審査特別委員会付託について……21
議案第７号～議案第１６号の総括質疑、各委員会付託について……21
一般質問……22
　廣　瀬　規矩次　君……22
　池　本　久　隆　君……26
　松　田　睦　男　君……29
　植　村　ケイ子　君……38
　中　尾　正　巳　君……44
　渡　辺　哲　久　君……46
散会の宣告……52

第　３　号　（３月１６日）

出席議員……53
欠席議員……53
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名……53
職務のため会議に出席した者の役職氏名……53
議事日程……54
開議の宣告……55
議事日程の報告……55
常任委員長並びに特別委員長報告、質疑、討論、採決……55
閉会中の継続審査について……65
町長あいさつ……66
閉会の宣告……67
署名議員……69

三宅町告示第１２号

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会を
次のとおり招集する

平成２４年３月２日

三宅町長　　志　野　　孝　光

記

１．招集日時　　平成２４年３月２日　金曜日
午　前１０時００分　開　会
１．招集場所　　三宅町役場　３階　議会議場

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会

会期日程表

平成２４年３月　２日金曜日
平成２４年３月１６日金曜日　　１５日間

目　　次	月　日　曜　日	開　会　時　間	摘　　要
第　１日目	３月　２日　金曜日	午前１０時００分	定　例　会　開　会 （諸報告・提案説明）
第　２日目	３月　３日　土曜日		休　　会
第　３日目	３月　４日　日曜日		休　　会
第　４日目	３月　５日　月曜日		休　　会
第　５日目	３月　６日　火曜日		休　　会
第　６日目	３月　７日　水曜日		休　　会
第　７日目	３月　８日　木曜日	午前　９時３０分	定　例　会　再　開 （総括質疑・一般質問）
第　８日目	３月　９日　金曜日	午前１０時００分	予算審査特別委員会 （歳入、歳出予算説明）
第　９日目	３月１０日　土曜日		休　　会
第１０日目	３月１１日　日曜日		休　　会
第１１日目	３月１２日　月曜日	午前　９時３０分	予算審査特別委員会 （歳入、歳出予算質疑）
第１２日目	３月１３日　火曜日	午前１０時００分 午後　２時００分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第１３日目	３月１４日　水曜日		休　　会
第１４日目	３月１５日　木曜日	午後　２時００分	式下中学校組合議会
第１５日目	３月１６日　金曜日	午後　１時３０分	定　例　会　再　開

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会〔第１号〕

招集の日時　　平成２４年３月２日金曜日午前１０時００分開会

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	田　畑　榮　一	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	林　田　忠　男		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

９番議員	辰　巳　勝　秀	１番議員	渡　辺　哲　久

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会〔第１号〕

議　事　日　程

平成２４年３月　２日　金曜日

午　前　１０時００分　開　会

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会　期　の　決　定
日程第３		諸　般　の　報　告
		（１）会計監査報告
日程第４	選任第１号	三宅町予算審査特別委員会委員の選任について
日程第５	議案第１号	平成24年度三宅町一般会計予算について
日程第６	議案第２号	平成24年度三宅町国民健康保険特別会計予算について
日程第７	議案第３号	平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第８	議案第４号	平成24年度三宅町介護保険特別会計予算について
日程第９	議案第５号	平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について
日程第10	議案第６号	平成24年度三宅町水道事業会計予算について
日程第11	議案第７号	平成23年度三宅町一般会計第４回補正予算について
日程第12	議案第８号	平成23年度三宅町国民健康保険特別会計第３回補正予算について
日程第13	議案第９号	平成23年度三宅町介護保険特別会計第３回補正予算について
日程第14	議案第10号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第11号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第12号	三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第13号	三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第14号	三宅町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第15号	三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第16号	山辺広域振興基金の権利の放棄について

日程第21　　同意第１号　三宅町教育委員会委員の任命について

日程第22　　発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　　発議第２号　障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書

◎議長あいさつ

○議長（梅本勝久君）　皆さん、おはようございます。

本日、24年第１回定例会を招集させていただきましたところ、全員ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

最初のごあいさつを一言させていただきます。

本日、平成24年３月三宅町議会第１回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして心より敬意をあらわす次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成24年度一般会計予算を初めとします選任１件、議案16件、同意１件、発議２件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められますよう、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

◎町長あいさつ

○議長（梅本勝久君）　開会に先立ち、志野町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（志野孝光君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成24年３月三宅町議会第１回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては年度末の公私ご多忙の中、ご出席いただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に何かとご尽力、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

我が国においては、東日本大震災の影響や急激な円高、低迷する海外経済情勢などにより、依然として先行き不透明な状況が続く中で、三宅町においては、徹底した歳出抑制を図り、持続可能な行政運営を目指し、新年度予算の編成を行ったところであります。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成24年度一般会計予算案を初めとし、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計のおのおの当初予算案並びに平成23年度補正予算案を合わせ９件、条例の改正案６件、基金の権利の放棄に係る案件１件、同意案１件の計17件と多数の重要案件をご提案申し上げ、議会からも選任１件、発議２件の提案があり、合わ

せて20件のご審議を願うわけでありますが、何とぞ慎重ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（梅本勝久君）　ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成24年３月三宅町議会第１回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０２分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君）　なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本勝久君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により９番議員、辰巳勝秀君及び１番議員、渡辺哲久君の２名を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅本勝久君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より３月16日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、定例会の会期は本日より３月16日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（梅本勝久君）　日程第３、諸般の報告に入ります。

辰巳勝秀監査委員より監査報告を求めます。

辰巳君。

○監査委員（辰巳勝秀君）　おはようございます。

平成23年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。その結果、地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

監査委員　辰巳勝秀。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（梅本勝久君）　以上で諸般の報告を終わります。

これより議事に入ります。

◎選任第１号の上程、採決

○議長（梅本勝久君）　日程第４、選任第１号　三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第５条の規定により設置し、同条例第７条第１項の規定により、９名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認め、よって、議長及び委員９名もって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第７条第１項の規定により、私のほうで指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただきます。

特別委員会委員長に中尾正巳君、副委員長に廣瀬規矩次君を指名いたします。

◎議案第１号～議案第１６号の上程、説明

○議長（梅本勝久君）　お諮りします。

日程第５、議案第１号　平成24年度三宅町一般会計予算についてより、日程第20、議案第16号　山辺広域振興基金の権利の放棄についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各自におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第５、議案第１号　平成24年度三宅町一般会計予算についてより、日程第20、議案第16号　山辺広域振興基金の権利の放棄についてまでの議案16件を一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（志野孝光君）　平成24年３月三宅町議会第１回定例議会を開催し、当初予算案を初めとする数多くの重要案件を提出し、ご審議をお願いするに当たり、予算編成の基本姿勢、各議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成の基本姿勢についてであります。

我が国の経済は、平成20年秋の世界同時不況以降実施されたさまざまな経済対策により、徐々に景気回復の兆しが見え始めたやさき、昨年３月に発生した東日本大震災により経済活動は再び大きな打撃を受け、円高の長期化や物価下降が続くなど、デフレ状態からは脱しておらず、雇用情勢についても依然として厳しい状況が続いており、個人所得の大幅な減少や企業収益の悪化により地方税収入の減少が生じ、自主財源比率が低下することから、町債などへの依存財源への比重が高まる状況にあるところです。

こうした中ではありますが、本町の財政状況は、過去において借り入れた高利率地方債の繰上償還により、平成22年度決算では実質公債費比率が15.1％と、平成21年度決算

の17.3％より2.2ポイント回復し、公債費負担が減少するなどの好転の兆しが見られるものの、依然として経済状況の低迷により、町税等の自主財源の確保は引き続き厳しい状況であります。

平成24年度の予算編成に当たっては、第２次集中改革プラン及び三宅町第３次基本構想に掲げる各種施策の着実な推進を図るに必要な予算措置を行ったところであり、歳入では、昨年に引き続き町税等の徴収率のさらなる向上、及び遊休財産の売り払いの促進や新たな自主財源の確保に努めるとともに、歳出においては、事務事業全般において優先順位の厳しい選択を行い、重要性、緊急性等を慎重に検討し、将来における財政負担についても十分考案した上で選択を行い、住民が町に誇りや愛着を持ち、子供や若者の定住を促すことができる「夢と活力とうるおい」に満ちた三宅町を築いていくための予算の編成を行いました。

続きまして、各議案の主な事項についてご説明を申し上げます。

まず、議案第１号　平成24年度三宅町一般会計予算案についてでありますが、歳出面では、財政状況が非常に厳しいことを踏まえ、昨年に引き続き、町長を初めとする常勤特別職、教育長の給料の減額を向こう１年間実施することといたしました。

総務費については、電算システム並びに各種保安管理に係る経費、石見駅周辺整備事業、ふるさと三宅創生事業、環境にやさしい町エコ事業に係る経費を、また、選挙関係費としては、町長選挙等に係る所要の経費を繰り入れ、総務費として４億2,088万円を計上いたしました。

民生費については、心身障害者、高齢者、母子及び乳幼児に係る医療給付費が年々増加する中で所要の予算措置を図っております。また、高齢者対策としては、生きがいと健康づくり、在宅福祉事業に係る経費を、児童福祉では、子ども手当、次世代育成支援事業費、幼児園、放課後児童保育等に係る経費を、障害福祉については、サービス利用並びに自立支援事業に係る経費の組み入れを行い、民生費として８億9,002万円の計上となっています。

衛生費においては、健康の維持増進を図るための各種がん検診等、健康対策に係る経費、あざさ苑の指定管理に係る経費、予防接種助成経費並びにごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算経費を合わせ、３億124万7,000円の計上をいたしました。

農林水産業費及び商工費では、農業用施設維持管理の適正化促進に係る経費等を予算として、4,945万7,000円の予算計上を行っております。

土木費においては、町道２号線道路整備並びに３号線踏切拡幅整備、町営住宅管理経費、既存木造住宅耐震診断助成等の事業の推進を図るべく予算の組み入れを行い、４億4,994万9,000円の計上をいたしました。

消防費については、従前より東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受け、災害に強い町づくりに取り組んできたところでございますが、引き続き防災用食料、資材等の備蓄の経費、山辺広域行政事務組合消防負担金を合わせ１億8,365万6,000円を計上いたしました。

教育費については、教育委員会、学校、幼稚園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費を合わせ２億5,977万8,000円を計上いたしました。

公債費については、長期借入地方債の元金、利子を合わせ３億7,879万7,000円の計上をいたしました。

一方、歳入面については、町税として対前年度に比し35万3,000円の減額で５億9,992万9,000円を見込み、予算計上いたしました。これは、依然として経済や雇用に関し、厳しい状況が続いていることから、法人町民税の減収並びに評価替えによる固定資産税の減収による影響分を見込んだものであります。

地方譲与税については、国の地方譲与税総額が減額されていることから、前年度に比し97万8,000円の減額を行い、2,273万1,000円を計上いたしました。

利子割交付金については、国の動向により327万5,000円を、地方消費税交付金で5,184万4,000円を、自動車取得税交付金で1,012万1,000円を、地方特例交付金については352万5,000円を計上いたしました。

地方交付税については、国の地方交付税の総額が全国ベースで0.5％の増額措置が見込まれておりますが、このたび新たに被災地に向けた震災復興特別交付税が設けられたことにより、非被災地への交付税に対し、影響が及ぶと考えられることから、昨年度より若干の減額を見込み、特別交付税を合わせ15億7,389万8,000円を計上いたしました。

分担金及び負担金については、式下中学校普通交付税負担金等として6,047万1,000円の計上をいたしております。

使用料及び手数料については、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料等で5,671万2,000円の計上をいたしました。

国・県支出金については、歳出経費を基本にした補助算定を行い、国庫支出金については１億5,804万3,000円、県支出金については１億4,246万8,000円を計上いたしました。

財産収入では、基金利子並びに小集落地区改良事業等の残地の売り払い収入を合わせ、3,176万2,000円の計上をいたしました。

繰越金については、1,000万円を見込んでおります。

町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債１億1,086万5,000円の借入額を見込むとともに、各事業債の借入予定額を含め２億6,136万5,000円を計上いたしました。

平成24年度の一般会計の予算規模は、歳入歳出全般にわたり精査と見直しを徹底いたしました結果、30億3,000万円となり、前年度当初予算額と比較いたしますと４億3,700万円の減額で、14.4％の減となっております。これは、主に昨年度に地方債の一部を繰上償還を行ったことによる予算が減少しているものであります。

次に、議案第２号から第５号までの平成24年度三宅町国民健康保険特別会計、三宅町後期高齢者医療特別会計、三宅町介護保険特別会計並びに三宅町公共下水道事業特別会計の４会計を合わせた予算規模は18億9,404万5,000円となり、前年度と比較して5.9％の増となっております。

次に、議案第６号　平成24年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入において１億6,954万6,000円で、支出は１億6,948万4,000円、また、資本的収入で1,636万2,000円、支出は4,351万4,000円の予算組み入れを行いました。

以上が議案第１号から議案第６号までの新年度予算案における主な予算の概要でありますが、事業執行段階においても適正かつ効率的な執行管理を徹底し、引き続き経常経費の節減合理化と歳入財源の確保に努めてまいる所存でございます。

冒頭でも申し上げましたが、非常に厳しい財政状況でのもと、財政再建化に向けて努力している中での予算編成であり、事業の優先順位についても重要性、緊急性等を基本に、将来における財政負担についても十分考案した上で予算編成を行い、関係方面からの要望等をすべて満たすことはできておりませんが、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第７号から議案第９号までの３議案は、平成23年度各会計の補正予算案であり、国の第３次補正予算事業並びに事業費等の確定に伴い、国・県支出金、地方債等の特定財源の変更による補正予算案であります。

特に、一般会計補正予算案中、防災行政無線デジタル化整備事業につきましては、これまで防災行政無線子局のデジタル化が未着手で先送りしておりました事業を実施すべ

く補正予算化を行ったものであり、幼稚園耐震補強事業についても、学校施設環境改善交付金の活用を行い、さきの事業と合わせて新年度に繰り越しし、事業を実施するものであります。

議案第10号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案並びに議案第11号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、従前より実施しております給料のカットを継続するための条例改正案を提出いたしました。

議案第12号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定案については、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災による被災納税者への税制上の対応措置並びに地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の公布により、町税条例の一部を改正するため提出を予定いたしております。

議案第13号　三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定案については、第５期介護保険事業計画に基づき、介護保険第１号被保険者の保険料の改定を行うべく、条例の一部を改正するため提出を予定いたしております。

議案第14号　三宅町立保育所条例の一部を改正する条例の制定案については、現在、休園の上但馬保育所について、廃園措置を行うための条例の一部を改正するため提出を予定いたしております。

議案第15号　三宅町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定案については、伴堂新自治会館の竣工及び三宅町地域の居場所づくり推進事業の実施に伴い、三宅町中央公民館伴堂分館に伴堂老人クラブの活動拠点を移行し、伴堂老人憩の家の廃止を行うべく条例の一部を改正するため提出を予定いたしております。

議案第16号　山辺広域振興基金の権利の放棄については、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業の財源に充当を行うべく提出を予定いたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました当初予算案６件、補正予算案３件、条例の改正案６件、基金の権利の放棄に係る案件１件の計16件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（梅本勝久君）　ただいま町長の説明が終わりました。

議案に対する総括質疑は、３月８日の木曜日、午前９時30分より行いますので、よろ

しくお願いをいたします。

◎同意第１号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君）　お諮りします。

日程第21、同意第１号　三宅町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とし、志野町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　同意第１号　三宅町教育委員会委員の任命につきましては、３月31日付をもって委員１名から辞任の届けがありましたので、新たな委員の任命をいたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所　――――――――――――――――――――――――。

氏名　岡本佳世子。

生年月日　――――――――――生まれ。

新任でございます。ご同意のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本勝久君）　ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　質疑なしと認めます。

日程第21、同意第１号　三宅町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

岡本教育委員会委員さんの入場、お願いします。

（岡本教育委員入場）

○議長（梅本勝久君）　ただいま、本議会場において新たに教育委員会委員に同意されましたので、ここで岡本教育委員会委員のあいさつを受けることにいたします。

○教育委員（岡本佳世子君）　ただいま紹介あずかりました岡本佳世子と申します。このたび教育委員任命にご同意いただきましてありがとうございました。今後、皆様のご指導をいただきながら精いっぱい努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅本勝久君）　ご苦労さまでした。ご退席いただきます。

（岡本教育委員退場）

◎発議第１号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君）　日程第22、発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認め、提出者の池本議員より提出理由の説明を求めます。

池本議員。

○８番（池本久隆君）　議員の皆さん、おはようございます。

それでは、発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨を説明させていただきます。

私たち議員の報酬は、条例で定められた月額26万円でありますが、町の集中改革プランの内容に即して報酬額１割の減額を行うため、平成18年３月定例会で条例の一部を改正する発議案を賛成多数で採決いたしました。この条例の改正内容は、期間を当分の間と定めてあったものを、平成23年３月定例会において、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの間と期限をうたったもので、今回の改正案も引き続いて期間を延長すべく、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間と改正するものであります。

なお、先日開催されました全員協議会の場で、本議案については全員の総意であることが確認できましたことを申し添えて、趣旨の説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（梅本勝久君）　説明が終わりました。

日程第22、発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題として、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　質疑なしと認めます。

よって、これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　討論なしと認めます。

お諮りします。

日程第22、発議第１号　三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり採決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第２号の上程、説明、採決

○議長（梅本勝久君）　日程第23、発議第２号　障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　ご異議なしと認め、提出者の渡辺議員より提出理由の説明を求めます。

○１番（渡辺哲久君）　障害者総合福祉法の制定に向けた三宅町議会の決議について、提案の理由をお話しさせていただきます。

障害者の福祉制度をめぐっては、６年前の障害者自立支援法という新しい法律のもとでいろんな問題が起きて、さまざまな手直しがされてきました。この数年の論議を経て、政府のもとに障がい者制度改革推進会議という、障害者福祉の仕組みを根本から改める、

そういう活動が続けられてきました。

昨年の６月に意見書が出されて、それをベースにして新しい法律がつくられるという合意がなされています。もうすぐ政府案が決定されるという話ですが、いろんな国会の状況もあり、本当にいい法律が組み込まれるのか、推進会議が提案した提言というものに基づいたよい法律になるのか、そういう点について、ぜひ各市町村、県議会、さまざま地域から声を上げていっていただきたいというふうに願い、提案した次第です。皆様のご理解とご支持をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君）　説明が終わりました。

日程第23、発議第２号　障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　討論なしと認めます。

お諮りします。

日程第23、発議第２号　障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についてを採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君）　本日はこれをもって散会いたします。

次回は３月８日木曜日、午前９時30分より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さんでございました。　（午前１０時３６分）

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会〔第２号〕

招集の日時　　平成２４年３月８日木曜日午前９時３０分開議

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	田　畑　榮　一	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦	幼児園園長	吉　井　五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	森　本　典　秀
モニター室係	林　田　忠　男		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

９番議員	辰　巳　勝　秀	１番議員	渡　辺　哲　久

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会〔第２号〕

議　事　日　程

平成２４年３月　８日　木曜日

午　前　　９時３０分　再　開

日程第１	議案第１号から議案第６号までの６議案に対する予算審査特別委員会付託について
日程第２	議案第７号から議案第16号までの10議案に対する質疑、各委員会付託について
日程第３	一般質問について

◎開議の宣告

○議長（梅本勝久君）　皆さん、おはようございます。

平成24年３月三宅町議会第１回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私ご多忙の中、出席を賜りまして、心から敬意をあらわす次第でございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前　９時２９分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君）　本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第１号～議案第６号の予算審査特別委員会付託について

○議長（梅本勝久君）　日程第１、議案第１号　平成24年度三宅町一般会計予算についてより、議案第６号　平成24年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６議案をさきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

日程第１、議案第１号　平成24年度三宅町一般会計予算についてより、議案第６号　平成24年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６議案を三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第７号～議案第１６号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（梅本勝久君）　日程第２、議案第７号　平成23年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより、議案第16号　山辺広域振興基金の権利の放棄についてまでの10件の総括質疑は提出されておりませんので、総括質疑を終結します。

お諮りします。

日程第２、議案第７号　平成23年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより、議

案第16号　山辺広域振興基金の権利の放棄についてまでの議案10件は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

議案第７号　平成23年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより、議案第16号山辺広域振興基金の権利の放棄についてまでの議案10件は、各常任委員会に付託することに決定いたします。

◎一般質問

○議長（梅本勝久君）　日程第３、一般質問についてを議題とし、一般質問を許します。

定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇　廣　瀬　規矩次　君

○議長（梅本勝久君）　５番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

廣瀬君。

○５番（廣瀬規矩次君）　廣瀬でございます。ただいま議長の承諾を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

質問の事項は、志野町長の４年間の町づくり評価と今後の展開についてであります。

質問の要旨についてですが、さきの定例議会では、町長選挙時に発行されましたマニフェストの達成度についての質問に回答をされましたが、私が記憶する中では、志野町長が町長選挙に立候補するに当たり、特に力を入れて訴えられたのは、三宅の玄関口であります石見駅周辺整備の開発であったと思います。

その石見駅周辺整備についてですが、前回の回答では、西石見地区の歩道未整備区間工事の着手、都市計画マスタープランの策定を現在行っていると言ったところで終わっています。同期でありました故坂東　暹前議員の言葉を引用いたしますと、「１期でできないものがどうしてこの先できるのか」にもありますように、志野町政１期４年において石見駅周辺整備の青写真が見えてきませんでした。

しかし、志野町長においては、平成20年７月の就任以来、町政の発展のために多岐にわたり不断の取り組みをされ、厳しい財政改善をするべく、委託業務の見直しを初め、収納業務、土地の売り払いなど収入の強化、また各種委員会等を開催し、町民の意見の

募集や情報の公開に努めるとともに、企画グループを軌道に乗せ、平城遷都1300年事業と、そこから波及した数々の事業を実施し、三宅町を活気ある元気な町へとかじ取りをされたことに敬意を表したいと思います。

さて、昨年12月の第４回定例会では、同僚議員から町長選挙時に配布したマニフェストの達成度についての質問がされ、町長はそれぞれの項目について細かく回答されたと記憶をいたしております。ただ、私が思いますに、長期に取り組むべき課題がまだあるのではと感じるのも事実であります。町長自身、短期、中期、長期の課題について、一部は実現したものの、継続してやらなければならないこと、そして掲げた目標を必ずやり遂げるという責務もご自身で自覚されていることと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、本年７月27日で町長の１期目の任期が満了いたします。これから地方自治体へのさまざまな権限移譲がされ、まさに真の地域力が求められている中、３号線踏切拡幅工事、石見駅前の開発など長期課題に対して、私はこの４年間の経験を生かし、引き続きあなたにこの町のかじ取りを任せたいと思うところでありますが、町長の所見と本町の町づくりへの思いをお聞かせください。

前回の選挙から４年目を迎えた本年７月には、町長の任期が満了します。長期課題はまだまだ山積みであります。再選出馬を踏まえ、新年度から打って出る施策についてをお持ちか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（梅本勝久君）　志野町長。

○町長（志野孝光君）　５番、廣瀬議員の一般質問にお答えをいたします。

４年間の町づくり評価と今後の展開について、その中でも３号線踏切拡幅工事、石見駅前開発を初めとする長期課題に対し、また、町長選挙への再出馬についてご質問いただいております。

私は、平成20年７月の選挙において、財政再建を初めとする５つの「やりぬきます！」を掲げ、多くの町民の皆様方の信任をいただき、町長に就任し、三宅町のかじ取りを任されてから今日まで、町民の皆様とともに、常に住民目線と、民間で培った感覚を忘れることなく「夢と活力とうるおい」に満ちた三宅町の町づくり実現に向け、全身全霊で着実な町政運営に取り組んでまいりました。その間、町民の皆様、議会議員の皆様、職員の皆様方の協力を得まして、今日まで順調に町政運営を行えましたのは、さまざまな面におきまして、皆様方のご理解とご協力のたまものと感謝いたしておるところでござ

います。

皆様もご承知のように、ここ数年というもの、我が国の社会情勢、経済情勢はまことに不安定で厳しい状況にあります。加えて、ご質問にもございますように、地方にさまざまな権限が移譲され、今後ますます地方分権が進み、職員のスキルアップを初め、地方も力をつけないとならない時代がやってまいります。

町長就任当時を振り返りますと、当時私が引き継ぎました第１次集中改革プランにおける財政再建も、関係各位の多大なるご協力のもと、一定の成果を達成することができました。また、小学校の耐震・大規模改修工事を完成することができ、さらには川西町との協議を重ね、組合立式下中学校の耐震・大規模改修工事を実施できたことは、少なからず子供たちに、安全安心並びに美しくなった校舎で伸び伸びと学び育ってほしいとの願いが伝わったものと考えています。

そのほか、上但馬共同浴場とあざさ苑浴場の一本化、利用者が減少し、運行を効率的に考え直した幼児園バス、歩道未整備区間の解消のため、現在工事中の西石見地区歩道工事、下水道管の耐震補強・長寿命化工事、スポーツはもちろんのこと歴史、文化への取り組み、福祉、子育ての充実など、私なりに考えてまいりました諸施策を進めてきた結果、三宅町の町づくりにも一定の道筋がつき、さらに次のステップにつなげる準備が整ったと感じています。

議員の皆様からは叱咤激励とともに、その取り組みはいいといったお褒めの言葉もいただき、１期目で一定の成果や方向性が示せたものと思いますが、まだまだ進むべき道には諸課題が山積しているのも事実でございます。

ご質問にございましたように、３号線踏切拡幅工事においては、関係する地元住民のご理解とご協力なくして事業執行できるものではございません。また、近鉄との交渉についても、さまざまな条件が提出されることが予想されることから、粘り強く協議を行う必要もあり、拙速に行うことなく、問題を一つ一つクリアしていく中で、拡幅工事の実現に向け推進してまいりたいと考えております。

石見駅前整備においては、第３次基本構想においてその方向性を示す一方、現在策定中の三宅町都市計画マスタープランにおいてもその方針を示す予定であり、新年度よりは長期的な展望を見据え、本腰を入れ、明るい未来の町づくりに向け取り組んでまいります。

今議会が終了いたしますと、いよいよ新年度が始まります。就任１期目の集大成とし

て平成24年度も全力で取り組んでまいる所存でございます。

私ごとで恐縮ではございますが、本年実施されます町長選挙においては、議員各位を初め、広く住民の皆様方のご支持、ご協力を賜り、「夢と活力とうるおいに満ちた町づくり」を達成するため、町長選挙へ立候補し、再選を目指し、頑張る所存でございます。

今後とも、議員各位の温かいご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君）　廣瀬君。

○５番（廣瀬規矩次君）　今、町長からいろいろと思いを語っていただきましたけれども、石見の周辺の開発整備につきましては、具体的な構想がなかなか読めません。私は個人的には、三宅町といいますか、石見の商圏からいたしますと、なかなか、これをどこまでやられるのか具体的な答弁がありませんでしたけれども、かなりの無理があるのではないのかなと。ですから、実現可能な範囲にとどめて、わかりやすい説明と、それからけじめが必要ではないかと、このように思います。

そしてまた、町道３号線の踏切拡幅については、町税の１年分にも及ぶ経費をかけながら中途半端な状態であります。隣接の対外的な約束事を不履行にし、その信頼回復や地元の利便性を考慮すれば、速やかに対応をすべきであると、このように思います。

また、再選の出馬に当たっては、その思いをお聞きいたしましたけれども、借金の削減と事業の推進には大きな関連があります。債務の削減やおのおのの指数を向上するには、何も事業をせねばよいわけであります。指数の向上と事業は金銭的に反比例にあります。町長が言われる、限られた予算の中でいかに住民に満足度を与えるかが重要であります。かねがね言われる、限られた予算の中で重要性、緊急性のあるものから適切に事業を進めたいと言われるが、言葉としてはこれはもう当然正論であります。しかしながら、人によっては何が重要性、そしてまた緊急性であるのかは、皆さん、はかりが全部違います。ですから、多くの意見を聞き、最大公約数の判断が必要であると思います。

こういうことから、多くの議員や職員をブレーンに、いわゆる味方にすることが肝要であります。私には、今だれが町長を支えているのか全く読めません。組織を動かすには自分一人の力では何もできません。自分の思いを信頼できる人たちに懇切に語りかけ、時間をかけて賛同してもらうことが必要であります。人間は、どんなえらい立派な人でも弱い部分があります。二者択一あるいは三者択一を迫られたとき、判断に苦しむものであります。多岐にわたり良識、見識のある信頼できる人に相談することが肝要である

かと思います。一たん物事を決定すれば、施策や方針を変えることなく初志を貫徹していただきたく思います。必ずどこへ行っても反対論者はいるものであります。ひるむことなく、最大公約数を図った皆さんの総意決定でありますから、自信を持ってやっていただいきたい、このように思います。

町長に私の思いや要望を述べましたけれども、私はじっと胸にとどめておいていただいても結構でございますが、所見があれば述べていただいたらと思います。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　開会当時の提案理由の説明でもお話をいたしましたとおり、本町においては、今年度、繰上償還により借入額が非常に減少いたしておりまして、財政的には好転し、身が軽くなったような状態でございます。また一方では、その償還の財源といたしまして、例えば一般家庭を例に挙げますと、貯金に当たるところを取り崩して返済をいたしましたもので、その貯金部分が非常に現在減少いたした状態でございます。私としましては、この減少した状態を長期に続けながら、また新たな借金をふやすようなことは、財政面からいたしましても好ましくないと考えております。そういったことから、しばらくは貯金をしっかりとしながらの運営も一つの方法として考えておるところでございます。

先ほど議員からアドバイスがございましたように、投資と支出の、歳入と歳出のバランスをしっかりと考えて、バランスのいい投資をこれからも行ってまいりますので、その点につきましてはご理解をいただきますようにお願いをいたします。

また、行政運営についてのアドバイスをたくさんいただいたと思います。先ほどいただきましたアドバイスにつきましては、私もよく心にとどめて、これからも行財政改革にしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○５番（廣瀬規矩次君）　お聞かせいただきましたけれども、三宅町政のために精いっぱい頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（梅本勝久君）　廣瀬規矩次君の一般質問を終わります。

◇　池　本　久　隆　君

○議長（梅本勝久君）　次に、８番議員、池本久隆君の一般質問を許します。

池本君。

○８番（池本久隆君）　議長の許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、石見駅前の駐車場の有料化について一般質問をさせていただきます。この件については、数年前に一般質問を行ったことがございます。

近鉄石見駅前は、三宅町の、先ほど廣瀬議員も言われたように玄関口ともいうべき場所と私も思います。ところが、いまだに整備ができていないのが現状です。町長は、平成20年の町長選挙に出馬されるときのマニフェストに、石見駅前の整備、開発すると言われたと私は記憶しておりますが、その後、進展していないのが現状です。町長の思いをお尋ねいたします。

さて、駐車場の件ですが、磯城郡３町で無料で駐車場の運営を行っているのは三宅町だけでございます。私の思いは、この際、駐車をされる方に多少のご負担をお願いし、有料化にして管理者を置くことによって、防犯上大変よいかと思います。

私の調べた資料では、田原本警察署三宅町管内、乗り物の盗まれた件数、平成22年度18件、自動車２件、オートバイ９件、自転車７件、平成23年度28件、自動車１件、オートバイ10件、自転車17件、そのうち石見駅周辺では自転車12台、オートバイ４台、平成23年度中に16件発生、全体の57％が盗難被害に遭っておられるのが現状です。

また、有料化した場合の月決めの金額は、２町の例では、田原本町は自転車2,200円、月、一時預かりは100円、オートバイの場合は田原本町は一時預かりはしておられません。川西町は自転車が2,300円、オートバイ3,500円、一時預かり、自転車140円、オートバイ250円。両町ともこれは業者に委託され、管理者を置くことにより盗難がゼロに近く減少しております。

なお、有料化する場合、放置自転車、オートバイなどを撤去できるように、これも町条例を作成し、検討していただきたい。これは町長の思いをお尋ねいたします。

以上でございます。また、よろしく。

また、回答のいかんによって自分の席で質問させていただきます。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　８番、池本久隆議員の石見駅前の駐輪場の有料化についてご回答を申し上げます。

前段にて石見駅前整備についてご質問がございましたが、これにつきましては、先ほど廣瀬議員の質問にてご回答を申し上げたとおりでございます。

本題の駐輪場有料化につきましては、私が就任当初、また議員が自治会長も兼務され

ておられた当時、議員のほうから駅前駐輪場を有料化にしてはどうか、ついては石見老人会でその管理を引き受けたいと考えているというお話がございました。官民共同事業、また指定管理者制度の活用などの観点から、町といたしましては受け皿をしっかりとつくってくだされば前向きな検討はしてまいります、行政としては土地をお借りしている立場でありますので、転貸可能かどうかについて、また管理者ボックスや仮設トイレなどの設備の件も含め検討しないとなりませんというご回答をさせていただいたと記憶しております。その後、議員及び地元自治会等からご提案をいただけるものと期待をしておりましたが、現在まで何の提案もないままとなっております。

三宅町の４つの自転車駐車場においての放置自転車等の措置につきましては、三宅町自転車駐車場条例及び同法施行規則、並びに自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき措置を行っており、本駐車場の盗難防止対策につきましては、利用者に行っていただくことを基本として利用していただいておるところでございます。

議員のご質問の有料化にする場合、放置自転車、オートバイ等を撤去できるよう町条例を作成し、検討していただきたいとのことでございますが、本町におきましては、平成13年度に放置自転車、オートバイ等を撤去できる内容を盛り込んだ自転車駐車場条例等を制定し、既に運用を行っているところであります。現状の条例等の内容は利用料無料の内容となっておりますが、仮に有料化になった場合には、内容の一部を変更することで対処できるものと考えております。

今後、自転車の駐車場の有料化につきましては、貸し主との協議調整を必要とすることはもちろん、行政として費用対効果も十分検討しながら模索する必要がございますので、何とぞご理解とご協力賜りますようお願いを申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君）　池本議員。

○８番（池本久隆君）　ただいま町長のお答えをいただきましたが、私の思いは、今、石見で３カ所の駐輪場ありますわね。それを、西側は大体月５万5,000円やさかい年間66万円ですわね、使用料。それで、東側が６万2,000円の年間74万4,000円。これを、私、こういうことをせずに、近鉄の東側、現在近鉄に借っていますわね、駐車場。そこへ、もっと要るけど鉄筋で建てて、そして有料化にしていただいて管理人を置いてもうたら盗難は防げると思いますねん。かなり毎年盗難がふえとるわけですよ。

できたら、町のほうから近鉄と交渉していただいて、あそこ、東側を無料で貸していただくと。今までどおり継続で貸していただくということにすれば、年間145万2,000円のお金が、無駄な金がなくなると思います。

ということは、これ、はっきり言うて、石見の利用されてる約７割は近隣の田原本町の住民の方が、７割まで田原本町の方です。これ、同じ三宅町の人が全部100％利用しておられるのなら、どうということあらしませんねんけど、ほとんど田原本町の人。その掃除も石見の自治会が、私の場合やったら毎日ほどやってたわけですわ。今、私も総代やめて自治会のことはわかりませんねんけど、そういうやっぱり苦労もあるわけですわ、地元のほうではね。

そやから、でけたら有料化にしていただいて、近鉄の東側を２階か３階の鉄筋でやってもろて、有料化にしてもろたらどうかなと、これは私の思いでございます。また、地元の方もそういうふうに言われておりますので、私もやっぱり議員として、代弁者として、ひとつ一般質問させていただいたと、こういうことでございますので、またよろしく検討のほうお願い申し上げときます。

○議長（梅本勝久君）　再答弁要りますか。

町長。

○町長（志野孝光君）　先ほど廣瀬議員のご質問でも回答させていただきましたとおり、今回ですと建設費、また現在支払っておる地代との費用対効果を考えながら、そういうハード面の投資もしていくことを今後模索しないとならないのかなという、今アドバイスをいただきながら考えておったところでございますが、私のマニフェストにもございますように、石見駅の周辺整備に今後本腰を入れて力を注いでいきたいと。その中に、地元石見周辺の石見駅をご利用の方々のご意見を盛り入れながら取り入れて、先ほど池本議員がおっしゃられたような立体駐車場とかの話も考えていかなければならないのかなと現在思っておるところでございます。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本勝久君）　池本久隆君の一般質問を終わります。

◇　松　田　睦　男　君

○議長（梅本勝久君）　次に、７番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

○７番（松田睦男君）　ただいま議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、清掃費委託入札についてということで、それに関連したことも含めて質問させていただきたいと思います。

今回の質問ですが、清掃委託業務等の入札結果の５件についてでありますが、この５件といいますと、本庁舎、総合センター、中央公民館、体育館、文化ホール、この５件でございます。この契約金が年間1,523万1,236万円というふうになっております。これは、平成22年６月１日より平成25年３月31日までの長期継続の入札の金額であります。財政の苦しい中、この金額は決して小さくありません。また、私のこの金額につきましては、町のホームページから引き出した数字でございます。私が議員になって幾度か質問した件でありますが、進展が見られません。改めて提案させていただくとともに、質問をさせていただきます。

まず、１点目でございますが、各施設における清掃の業務の内容、清掃箇所、床面積、その頻度、清掃の人員数、清掃に要する時間など、具体的にお答えいただきたいと思います。

２つ目でございますが、各施設における清掃業務は、これは業者でなければできない内容なんでしょうか。

３点目でございますが、三宅町において町職員、一般職１人当たりの人口、96.3人となっています。これは、平成20年４月１日現在、行政側の回答された内容でございます。近隣の川西町では、これが１人の職員に対して125.6人、田原本町では１人の職員で197.1人となっております。また、三宅町と同程度の住民の高取町では137.5人となっております。三宅町よりも41.2人多いという数字が出ております。このように、紹介した町の中で三宅町は突出して町職員の数が多いことになります。この余力を生かして、公共施設の清掃業務を町職員でやれば費用の節約ができると思います。この点について、町長はどのようにお考えなんでしょうか。

今年３月の広報誌を見ますと、人口が7,415人となっております。平成20年度より189人マイナスとなっております。一方、町職員は120名と、11名増となっています。他にパート職員が各グループで何人かいるとのことでございます。これを計算してみますと、現在では町職員１人当たり61.8人ということになっております。このようにやっていけば……。

（発言する者あり）

○７番（松田睦男君）　違いまんがな、これ、内容によって、こういうことをやっていけ

ば、この清掃委託費も改善できるじゃないかということを言うてまんねや。

次に、今後の清掃業務を町職員で行う予定はありませんか。予定がない場合は、なぜできないんですか、具体的にお聞かせください。また、予定があるとすれば、どのような工程でこの業務を行っていかれるのか聞かせていただきたいというふうに思います。

また、体育館や文化ホールは、使っている人たちがボランティアで清掃してもらうというのも一つの方法かと考えます。一つの例といたしまして、毎年夏休みに小学校のスポーツ少年団と子ども会が曽爾高原に行きます。そのときは、「来たときよりも美しく」という言葉を合い言葉にやっていますんで、その辺も考えていただきたいというふうに思います。

また、この件につきまして、行政側の回答いかんにおきましては自席から質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（梅本勝久君）　松田議員、冒頭で契約金額1,523万1,236万と言われたわけですけど。

○７番（松田睦男君）　円で。言い間違いです。

○議長（梅本勝久君）　訂正されますね。

○７番（松田睦男君）　訂正します。失礼しました。

○議長（梅本勝久君）　その他、通告にない回答はできないと思いますので、よろしくお願いします。

町長。

○町長（志野孝光君）　７番、松田議員の質問に対しましては、中川総務課長が回答を申し上げます。

○議長（梅本勝久君）　中川課長。

○総務課長（中川　章君）　それでは、ご質問のありました清掃費委託入札についてご回答申し上げます。

まず、役場庁舎の清掃委託業務の詳細ですが、清掃箇所は延べ床面積2,123.16平方の庁舎建物のすべてとなります。

日常清掃作業の詳細については、１階から３階の床掃き及び床ふきにつきまして、ポーチ、玄関ホール、廊下、階段、職員通用口、エレベーターロビーについて週３回、各事務所、給湯室、トイレ、機械室、書庫、更衣室、宿直室について月１回、２階、３階

の各部屋のカーペット床の清掃は月１回、古紙の回収は週３回となっております。吸い殻及び灰皿処理は週３回、紙くず処理は、玄関ホール、各事務所及び会議室について週３回、電算室の紙くず処理、手すり清掃は、廊下及び階段について週３回、ベランダについては月１回、ドアの清掃につきましては、玄関ホール、トイレ、機械室、書庫、更衣室、宿直室、エレベーター等について月１回、マットの除菌は月１回、トイレの洗面台及び鏡の清掃は週３回、流し台の清掃は月１回、トイレの陶器清掃、汚物処理、消耗品の補充等は週３回となっております。玄関ホール、各事務所、トイレ、宿直室、浴室、電話交換室のガラス及び窓口等の清掃は週３回、壁面清掃は月１回などとなっております。

定期清掃作業の詳細につきましては、玄関ホール、各事務所、更衣室、廊下及び階段、エレベーターロビーにおいて、床面の洗浄ワックスは年２回、床面洗浄剥離ワックスは年１回、カーペット床洗浄は年２回、ガラス清掃は年１回となっております。

また、清掃業務員の人員基準及び清掃時間指定は設けておりませんが、清掃時間につきましては、日常清掃で原則、平日午前６時30分から午後３時15分までに行うこととなっております。定期清掃につきましては、原則、閉庁日の午前９時から午後４時まで行うこととしております。

その他詳細につきましては清掃業務仕様書及び清掃業務実施要領にて定めておりますので、これにつきましては庁舎の保全及び安全かつ衛生的で快適な使用に資する清掃を目的としておりまして、業務実施をしております。

なお、清掃業務は業者でなければできないかとのご質問ですが、先ほど申し上げました業務内容を日常職員が対応することにより、住民の皆様への本来の住民サービスの低下を招くこととなります。施設全体の清掃業務は、閉庁時しか実施できない業務や専用器具を用いて行う業務等――これはワックス清掃、カーペット床洗浄等でございます――これは清掃業者への委託が必要であると考えております。

続きまして、つながり総合センターの清掃、全13項目の内容について回答いたします。

それでは、名称、作業箇所、面積等、回数の順番でお答えします。

まず、床ふきワックス清掃が１階から２階、645平米で８回、床洗浄樹脂ワックス清掃、これも１階から２階で、645平米で４回となっております。除じん・水ふき清掃、集会所、これは115平米で12回、ポリッシャー洗浄清掃、玄関ホール及び集会所ホール、70平米でこれは12回となっております。トイレ清掃、全館・集会所61平米、これは12回でありま

す。水ふきワックス清掃、集会室ステージ、20平米で３回となっております。カーペット清掃、２階の学童保育室につきましては52平米の２回です。ガラスふき清掃、これは全館・集会所合わせまして235平米、１回です。サッシ清掃、これは全館・集会所で235平米で１回であります。蛍光灯水ふき清掃につきましては、全館と集会所で１回でございます。玄関の吹き抜け清掃と照明器具清掃は１回行っております。換気口のフィルター清掃、これは集会室もございますので、これは１回となっております。外壁の清掃、クモの巣取り１回であります。

清掃人員、時間の指定はしておりません。

続きまして、上但馬団地解放会館の清掃業務全９項目の内容について、引き続き回答させていただきます。

この部分につきましては、松田議員の入札の結果５件ということで、入っておりませんけども、この部分と、後でご説明申し上げます小学校、幼児園の部分も合わせて今回ご回答させていただく予定でおりますので、よろしくお願いします。

それでは、上但馬団地解放会館の清掃業務全９項目の内容につきましては、まず、これも同じく名称、作業箇所、面積、回数の順番でお答えします。

まず、床洗浄樹脂ワックス清掃は１階から２階、事務所、これは268平米で３回であります。床面の水ふきワックス清掃につきましては、事務所で32平米で７回、床面の水ふき清掃、１階から２階、これは236平米で５回、防じんマットの清掃といたしまして、これは玄関部分で２回となっております。トイレ清掃につきましては28平米で、これは10回。ガラスふき清掃は全館55平米で２回となっております。サッシの清掃、これも全館、同じく55平米で１回であります。蛍光灯の清掃、これは全館１回であります。外壁クモの巣取り１回であります。

清掃人員、時間の指定はこれも同じくしておりません。

続きまして、上但馬団地児童館の清掃業務全５項目の内容についてご回答いたします。

これも同じく名称、作業箇所、面積、回数の順番でお答えします。

まず、床の洗浄樹脂ワックス清掃、これ図書館・共用部ともで10平米で２回であります。床面の水ふきワックス清掃、図書館・共用部、これも面積は10平米で３回であります。床面の水ふき清掃、図書館・共用部・アリーナ合わせまして277平米、10回となっております。トイレ清掃、これも20平米で10回であります。ガラス・サッシ清掃、玄関、合わせまして８平米で２回となっております。

これも清掃人数、時間の指定は同じくしておりません。

次に、つながり総合センター、上但馬団地解放会館、上但馬団地児童館の清掃業務につきましては、これも専用器具を使用してのワックス清掃や足場を組んでのガラスふきや換気口のフィルター清掃等の高所作業もございますので、これもあわせまして業者への委託が必要と現段階では考えております。

続きまして、中央公民館の清掃内容についてですけども、清掃箇所の面積は、床洗浄ワックス面積が388平米、床ワックスで同じく388平米、窓ガラスは185平米です。

日常清掃作業の詳細につきましては、館内全体の清掃及び事務所、トイレ、流し台の清掃とごみ捨て、建物周辺清掃と草引き、その他窓ガラスを含めた建物内外の美観及び維持する清掃を週３回行っております。

定期清掃といたしましては、床の洗浄ワックスは年１回、床ワックスは年５回、窓ガラスは年２回であります。トイレポリッシャー洗浄清掃を年２回行っております。

業務時間についてですが、午前７時30分から午後11時30分までとなっております。これは火曜日、木曜日、土曜日の週３回で、日常清掃作業のときは清掃員１名が担当しております。

続きまして、文化ホールの清掃内容については、清掃箇所の面積は床面積1,386平米、館内じゅうたんで1,011平米、ステージの床洗浄ワックス175平米、館内全体の窓ガラスが280平米であります。

日常清掃作業の詳細につきましては、カーペット、トイレ、これは１階４カ所、２階に２カ所ございます。館内全体の清掃、これも玄関ホール、事務所、ステージ、観覧席等がございます。あわせましてごみ捨て、建物の同じく周辺清掃と草引き、植木の水やり及び水路のごみ取りを月１回。

定期清掃といたしましては、館内の間仕切りガラス清掃は年１回、館内のじゅうたん清掃は年１回、ステージの床洗浄樹脂ワックスは、これも年１回です。館内全体のガラス清掃は年２回となっております。

業務時間は８時30分から午後１時30分となっております。

日常清掃作業のときは清掃員１名が担当しております。

続きまして、小学校におきます清掃委託につきましては、まず、校舎における高所窓ガラス清掃につきましては、児童等の手の届かない高所の窓ガラス箇所の清掃でありまして、業務時間につきましては午前９時から午後５時までとなっております。業務の実

施については、毎年夏休み期間中の３日間を予定し、清掃員３名が担当しております。

清掃作業の詳細についてですが、校舎１階を除く２階及び３階の高所窓ガラス清掃で年１回の実施となっております。

プール清掃につきましては、清掃箇所の面積は385平米であり、業務時間につきましては午前９時から午後５時までとなっております。

業務の実施につきましては、毎年、プール開設前の３日間を予定しておりまして、清掃員３名が担当しております。

清掃作業の詳細についてですけども、これは大プール250平米及び小プールで50平米、並びにプールサイド、これは85平米の清掃で、壁面及び床面等の汚れをポリッシャー洗浄及び高圧洗浄を行いまして、次に有効塩素、これは５から10ミリの消毒薬で消毒を行っております。

続きまして、教室クリーニングの清掃につきましては、清掃箇所の面積は5,359平米であります。業務時間につきましては、午前９時から午後５時までとなっております。業務の実施につきましては、毎年夏休み期間中の３日間を予定しておりまして、清掃員３名が担当しております。

清掃作業の詳細についてですけども、これは３年間で校舎全体、各教室、階段、廊下の床清掃を行うべく各階ごとに順次実施しておりまして、平成24年につきましては、校舎３階及び校長室及び職員室等の床清掃を予定しており、ポリッシャー洗浄清掃ワックス仕上げを行っております。

給食室の洗浄清掃については、清掃箇所の面積につきましては226平米であります。

業務時間については、午前９時から午後５時までとなっております。

業務の実施については、毎年夏休み期間中の３日間を予定しており、清掃員３名が担当しております。

清掃作業の詳細についてですが、年１回の給食室内の天井、床、水回り箇所――これは排水溝も含んでおります――の洗浄清掃及びダクトクリーニング、換気扇等の設備の清掃並びに有効塩素消毒薬による消毒を行っております。

次に、中央公民館の清掃業務は業者でなければできない内容ですかにつきましては、中央公民館の清掃は、貸し館等の使用状況から、日常清掃として週３回の清掃で委託している状況でありまして、職員で行うとすれば困難があり、また、定期清掃における洗浄、ワックスがけ、窓ふき等については作業用器具を使用し、また操作等の専門的な技

術を必要とするため、業者委託が適当であると考えております。

文化ホールの清掃につきましては、床洗浄におけるポリッシャー、窓ガラス清掃用クレーンなどの作業用器具を必要とします。また、その操作等の専門的な技術を必要とするため、業者委託が適当であると考えております。

小学校施設については、高所の窓ガラス清掃について、児童等の手の届かない校舎の２階及び３階の高所の窓ガラスの清掃があることから、児童の安全を第一に考え、転落防止を図るため、専門業者による業者委託が適当であると考えております。

プール清掃につきましては、壁面や床面におけるポリッシャー及び高圧洗浄機等の作業用器具が必要であり、操作等の専門的なこれも技術を要します。また、有効塩素消毒液という消毒薬品を使用するため、専門業者による業者委託が適当であると考え、プールの衛生管理の充実を図っておるところであります。

教室クリーニング清掃につきましては、日常の清掃活動として児童及び教職員等で掃き掃除並びにふき掃除を行っておりますが、児童が健康的に快適な学校生活を送り、学習能力を高めるためには清潔な環境が不可欠であることから、床洗浄におけるポリッシャー及びワックス仕上げ等の作業用器具が必要であり、操作等の専門的な技術を必要とするため、専門業者による業者委託が適当であると考えております。

給食室の洗浄清掃についてですけども、学校給食衛生管理基準で、学校給食施設及び設備は清潔で衛生的であることと定められていることから、学校給食によって食中毒等の事故が発生することのないよう、日常清掃業務として給食調理員等によるデッキブラシ等で床洗浄清掃を行っているところではありますが、学校給食の衛生管理上、職員で行うとすれば困難な部分がございますので、専門業者による委託が適当であると考えております。

続きまして、幼児園の清掃業務につきましては、まず窓ガラスふきが年１回、これ園舎のガラスふき一式ということでございます。それと、園舎のとい清掃作業、年１回、芝及び草刈り、除草作業、年６回、園庭1,923平米となっております。剪定作業は年１回、給食室害虫駆除年３回、ホール、職員室、廊下に掃除機をかけていただいております。職員・来客トイレ、園児用の外トイレなどの清掃の委託を行っておりまして、各保育室と園児トイレ等は毎日クラス担任等が掃除をしております。また、毎月１日には、クリーンデーとして職員が自主的に早朝の清掃作業を行っております。園内の清掃はもちろんのこと、園周辺の草刈りや溝掃除なども定期的に行っております。また、園児ととも

にごみ拾いなどにも取り組み、自分たちの住む町を大切に思う心を育てる取り組みも行っているところであります。

次に、施設における清掃業務は業者でなければできないような内容かにつきましては、ホール、職員室、廊下の掃除、職員・来客用トイレなどの毎日の清掃に関しましては、幼児園には学校用務員が配置されておりませんので、その代替に清掃委託をしております。職員は10クラスの保育室や、その他の部屋などを保育終了後に行っております。園庭の除草作業や環境整備は職員も行っておりますが、保育中はできませんので、十分に除草作業が行えておらないのが現状であります。園舎のとい、園庭の芝刈り、剪定、害虫駆除などは専門的な部分もありますので、業者にお願いしております。窓ふきに関しましては、日ごろからも職員で清掃しておりますが、年に１回だけ、職員では行き届かない部分も含め業者にお願いしております。業者に委託している園舎南側の溝掃除については、今年度、職員が毎月取り組んでいるクリーンデーで清掃しております。ＰＴＡからもご協力いただきました。

以上のように、子供たちによりよい環境を保障するため、来年度も美化活動の強化に努めますが、古い園舎を維持していくためには専門業者のメンテナンスも必要であると考えております。

以上が、松田議員からの１番、２番の回答であります。

続きまして、次に町職員数についてですが、議員ご質問中の数値につきましては、平成20年４月１日現在の職員数から求めた職員１人当たりの人口数であり、直近のデータで申しますと、平成22年４月１日現在の職員数をもとに求めた職員１人当たりの人口数は、一般行政職におきまして96.6人、川西町が119.26人、田原本町は190.83人、高取町は133.26人となります。川西町より22.6人、田原本町より94.23人、高取町より36.66人が職員１人当たりの人口が少ないこととなり、松田議員の解釈では町職員が多く余力があるということになります。

しかし、これはあくまでも一般行政職に限っての算出でございまして、特別行政職の職員１人当たりの人口におきましては、３町とも三宅町より数値が大きく、これも松田議員の解釈からしますと、三宅町が職員１人当たりの人口が一番多くなり、大変であるということになろうかと思います。

この観点からも、さきに述べましたとおり、それぞれの町におきまして地域性や独自の施策や方向性の違いもあり、一概に職員１人当たりの人口数だけを見て余力職員数の

目安になるとは思いません。特に先ほど触れました住民サービスの低下を招く事態は絶対に避けるべきとの思いもございます。単純な費用節約のみから見るべきではないと考えてもおります。

清掃業務につきましては、引き続き業者委託を考えておりまして、先ほどから再三申し上げておりますとおり、職員は住民サービスを含め本来の業務に専念することが基本であることから、職員みずからの清掃業務実施について現時点では予定はございません。

文化ホール及び中央公民館については、使用されている団体へは使用後の整理整頓をお願いしております。これ以上の清掃をお願いすることは考えておりません。

体育館については、指定管理制度を実施しているため、指定管理者に任せているところでございます。

以上です。

（「議長、休憩とってもらえませんか、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　トイレですか。随時行ってください。一般質問中でも結構でございますんで。

松田議員の質問に対して、一般質問30分となっておりますけれども、経過しております。課長のほうから細かくるる説明をいただきましたので、経過しておりますけれども、短時間で１つ再質問を許します。

○７番（松田睦男君）　ありがとうございます。

今、総務課長のほうから非常に細かく説明をいただきました。大変ありがたく思っております。特に学校関係につきましては、最高の注意を払ってやっていただいていることがよくわかりました。

ただ、その中で、つながり総合センターの、これは単純に平米数で金額を割ったんやったら、このつながり総合センターが２万何ぼというような高い数字にもなっています。今の回答の中で、委託業務はこのまま続けるんだということを明快に申されましたんで、今の課長が答弁されました資料をいただきたいというふうに思っております。

行政側の取り組みにつきましては、非常に今まで私どもが知らなんだようなことまで的確にお答えいただきましたんで、これをもちまして私の一般質問、終わりといたします。

○議長（梅本勝久君）　松田議員、今、資料を提出せいという再質問でしたですね。資料請求を上げていただいてください。

○７番（松田睦男君）　一般質問の回答は、資料請求はいいんですか。

○議長（梅本勝久君）　内容を欲しいということですから。今の回答の内容を欲しいということでしょう。資料請求で上げていただいたら出ると思いますんで、よろしくお願いします。

松田君の一般質問は終わります。

◇　植　村　ケイ子　君

○議長（梅本勝久君）　次に、２番議員、植村ケイ子さんの一般質問を許します。

○２番（植村ケイ子君）　一般質問させていただきます。

町の保有財産について。

三宅町の基本計画でも示されているとおり、町資産の有効活用は、町づくりにとっても町財政の改善にとっても大切な施策です。町保有の遊休不動産を、基本構想に従って売却したり貸し付けしたりしていかなければならないと思います。

そこで、質問いたします。２月広報で知らされていましたが、上但馬地区の土地売却公募がありました。その結果をお答えください。

最近、上但馬の住民からの問い合わせがありました。上但馬小集落地区改良事業で建物を買収したまま10年以上もそのままになっているところがあり、付近の住民から不審火などが心配ですとのことでした。

そこで、質問１、そのような建物が何件ぐらいあるのでしょうか。

２、あるならば、今後その建物についてどのようにされるのかお答えください。

冒頭で述べたとおり、遊休資産の売却、活用は財政改善に必要だと思います。

質問１、財政の改善に寄与できるような不動産等の資産はありますか。

２、小集落改良地区の残地はすべて売却の予定でしょうか。

町長、議員、特別職の人件費見直しについて。

町財政改善には人件費の見直しは避けて通れません。「隗より始めよ」の例えのとおり、まず町長や町議会議員、さらには特別職の報酬を見直してはどうかと考えます。議員については、議長を初め同僚議員に諮り、現在の給与のカットを条例化して継続させることを進められないかと考えています。町長と特別職についても、給料15％、10％のカットを経過処置ではなく条例で減額すれば、減額した金額をもとにボーナスの計算がなされます。それが一番公平だと考えますが、前回まではボーナスは減額する前の金額

で計算されていたそうですが、本当でしょうか。お答えください。

また、町長は退職金においては大幅に減額しようとなさる気持ちはありますか。町長ご自身のお考えをお聞かせください。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　２番、植村議員の町の保有財産についてでございます。

ご質問のありました２月広報誌で公募いたしました土地売り払いに係る入札結果につきましては、去る２月29日に一般競争入札を行い、今回の３物件はすべて落札いただきました。また、落札金額等の詳細につきましては、町のホームページにて既に公表いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続いての質問の回答につきましては、後ほど岡本産業建設課長が回答いたしますが、私の所管する回答について先に述べさせていただきます。

続きまして、町長、議員、特別職の人件費の見直しについてのご質問に対してご回答を申し上げます。

町長、特別職の人件費の削減については、既に平成15年４月より、厳しい財政状況並びに社会経済情勢に配慮し、町長で７％、副町長、教育長で５％の給料の削減が行われており、それ以降においても財政状況が改善されず、平成18年１月より町長で15％、副町長、教育長で10％の給料の削減が行われており、平成20年７月より町長に就任以来、前町政を継承し、今定例議会においても、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議会に提案し、三役についての給料減額を引き続き行うこととなったことは、議員もご承知のとおりであります。

この間、特別職並びに職員においては、平成20年８月、平成21年５月、平成21年８月、平成22年８月、そして本年度の平成23年９月の国の人事院勧告に基づき、各勧告を真摯に受けとめ給与改定を行ってまいりました。

議員の報酬については、平成21年５月臨時議会で、議員の人事院勧告についての議案上程が見送られ、同11月臨時議会では文言が一部変わったものの率の改正はなされませんでした。年が変わって平成22年３月定例議会の発議において、期末手当乗率の整理がなされたものの、期末手当に係る加算乗率においては引き上げが行われ、年間支払い総額においては増額となっております。さらには、その後の人事院勧告についても議案上程が見送られ、本来人事院勧告どおりで改正がなされた場合と現在とでは差異が生じて

いることと存じ上げますが、このご質問に対してをいただくに対しては、そのことを十分ご理解いただいておるものと存じ上げます。

議員がおっしゃっている「隗より始めよ」の本来の故事の意味は「手近なものから始めよ」でございますが、それが転じまして「言い出した者から始めよ」という意味もございます。行財政改革では俸給等のカットも一つの方法でありますが、議員みずからが先導し、率先して、一般職員、特別職員とも連携した改正を発議するということも一つの方法ではないでしょうか。

今後とも、私といたしましては、職員とともに、厳しい財政状況や社会情勢の流れに対応するため、特別職の給料削減についても継続してまいりたいと考えております。

議員のお尋ねされております期末手当の算出については、改正条例に基づくただし書きのとおり「手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。」となっており、条例のとおりでございます。ただ、「手当の額の算出となる議員報酬の月額はこの限りでない。」といった同じ意味の文章が三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例に明記されているのは、当然議員もご理解いただいておるものと思っております。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正は、現在考えておりません。

また、退職金の算出につきましては、奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例に基づき算出されているものであることから、減額は考えておりません。

以上で回答とさせていただきます。

続きまして、産業建設課長が回答を申し上げます。

○議長（梅本勝久君）　岡本課長。

○産業建設課長（岡本豊彦君）　それでは、植村議員の質問に対する回答をさせていただきます。

質問の中で、上但馬小集落地区改良事業で建物を買収し、10年以上もそのままになっている建物は何件あるのでしょうか、その場合はどうされているのかという質問でありますが、小集落地区改良事業において買収し、現在建物として残っているのは２件であります。１件はガレージであり、もう一件については家屋であります。

ガレージについては、その土地が地籍混乱地ということもあり、調整ができた段階で売却等を含めて処分を行いたいと考えております。また、家屋については、老朽化を調査する中で今後の対応を検討したいと考えます。例えば、その対応策としての選択肢の中には除却ということも一つの選択肢であると思いますが、既に地対財特法の失効から

10年以上経過しているため、除却費用については現時点ではその財源の確保を図ることが難しい状況であり、費用対効果も念頭に置きながら対応を検討したいと考えております。

次に、財政の改善に寄与できるような不動産等の資産はありますか、また、小集落改良地区の残地はすべて売却予定ですかとの質問でありますが、まず、有効活用に向けた本町の考え方でございますけれども、第２次集中改革プランにおきましても、遊休資産の処分及び施設の有効活用については強化改革事項として位置づけているところであり、将来の行政執行や公益性などの財政運営上の継続保有の必要性を検証し、その結果として有効活用できないと判断できるものについては、売却や貸し付けに向けて推進してまいりたいと考えております。

これらのことを踏まえて、必要のない財産、土地は処分する方向で臨んでいるところであり、すぐに処分できるもの、ある程度手を加えなければならないもの、時間を要するものというように分類するという従来の方針に沿って、すぐに処分できるものについては広報誌等を通じ公募を行い、処分されているところであります。

また、隣地との境界確定、相続問題、さらには地籍混乱地等が存在するため、処分をするには時間を要するものがあり、条件が整わなければ売却や貸し付けが行えない土地もあることから、これらの問題を解決することが優先課題であると考えます。したがって、それぞれ当該土地の性格や条件に照らしまして、処分を個別に判断していく必要があると考えているところであります。

今後とも、関係課と連携しながら売却等に向けて努力したいと考えておりますので、どうかご理解いただきますようにお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君）　植村議員。

○２番（植村ケイ子君）　今、小集落のその中で、１件がガレージで、１件が家屋が残っているということをお聞きしたんですけれども、家屋の除却のその費用とかいろいろとあるので、これ買い上げのときに壊す費用は含まれていなかったんでしょうかということが１つと、家屋がそのまま残っていたら、私がさきに聞いている不審火の部分ですよね、これはどのように考えておられて、どのように対応されているのかということが１つあります。

それと、町長及び役職者の期末手当、その計算基準をもう一度お伺いします。

失礼ながら、例として町長分を確認したんですけれども、平成23年12月賞与の率なんですけれども、期末手当1.55カ月で加算率が40％、計算時には減額前の給与額をもととするとなっていますが、加算率とは何でしょうかということと、パーセントの数値はどのようにして決めておられるのかということです。

給与の15％削減しているとの説明であって、なされているんですけれども、町民に対して、賞与も15％削減されているかのような誤解を与えることにはなってないでしょうか。公金の取り扱いは公明正大、これはいつも町長がおっしゃっておられるんで、よくわかるんですけれども、昨年12月の広報には加算率40％の記載はなかったように思います。それはなぜでしょうか。

町長、本議会の冒頭で、町財政がとても厳しいとの認識を示されております。私なりに計算してみますと、町長の給料、減額前83万の場合は期末手当は約180万ぐらい、15％削減の計算であれば約150万ぐらいだと思うんです。冬の期末手当だけでも減額前とは削減との差が約30万出ております。それに夏の期末分を加算すると、約50から60万ぐらいの差額が生じると思っております。ちりも積もれば何とかという例えがあるとおり、町長分だけでも４年間で200から250万の削減が可能だったのではと思います。

これは例を挙げて言ってるだけであって、ほかの部分も含めたら、もう少しふえるんじゃないかと思います。だから、町長初め役職者の手当、議員も含めてなんですけれども、大幅な削減にして、財政改善を促進する必要があるのではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（梅本勝久君）　はい。

○産業建設課長（岡本豊彦君）　再質問の１点目でございますけれども、当初その家屋の建物につきましては、小集落地区改良事業の計画上、その家屋を買収し、道路を新設するという計画がございました。ただし、その買収をし、道路を新設するという計画につきましては、先ほども言いましたように地対財特法の執行の間際といいますか、ぎりぎりのタイミングであったということで聞き及んでおります。その後、道路を新設するということで計画しておりましたが、結果的には失効されて買収ができなかったということで、除却費用まではいわゆる国庫補助対象になれなかったということで、経過してしまったということで伺っております。

それと、不審火についてでございますけれども、ただいま申しました小集落地区改良事業の家屋だけではなしに、現に居住されている町内の空き家も含めて、不審火等につ

いては全町的な問題であるというふうに考えております。防犯・防災対策として警察及び消防署等、さらなる巡回等の要望を行うとともに、関係課、各自治会並びに防犯・防災組織とも連携を図りながら、犯罪防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本勝久君）　減額については回答できますか。課長、どうですか。資料細か過ぎて、どうですか。

植村議員。

○２番（植村ケイ子君）　資料細かかったら、後で文書で結構です。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　再質問の中で、特別職の加算率について100分の40という話が再三出てまいりましたが、当然ご熟読いただいております特別職の給与等の条例の中で、40という言葉は一切出てまいりません。もっとしっかりと条例をご熟読いただいた上でご質問をしていただきたいと、このように思います。否定させていただきます。

○議長（梅本勝久君）　植村議員。

○２番（植村ケイ子君）　加算率40というのは出てないということですか。参考資料の中には、23年12月賞与の率の中には、期末手当は1.55、加算率40というのはちゃんとなってますけど、私の間違いでしょうか。

○議長（梅本勝久君）　はい、どうぞ、町長。

○町長（志野孝光君）　第６条、期末手当は給料月額に、給料月額の100分の15を乗じて得た額、及び全体の管理者は、監督の地位にある特別職の職員として、給料の月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の条例15条第２項中の文言に定めるとおりとすると。最高で100分の25なんですね。100分の40という言葉は出てこないわけでございます。

○議長（梅本勝久君）　よろしいですか。あとわからない部分があったら、資料請求を議会のほうへ細かい部分は上げてください。

○２番（植村ケイ子君）　それで結構です。

○議長（梅本勝久君）　植村議員の一般質問を終わります。

◇　中　尾　正　巳　君

○議長（梅本勝久君）　次に、４番議員、中尾正巳君の一般質問を許します。

○４番（中尾正巳君）　それでは、議長の許しを得て一般質問をさせていただきます。

平成24年度当初予算案を編成するに当たっての基本的な考え方について。

去年、我が国において３月11日に発生した東日本大震災及び福島県の原発事故、また台風12号による奈良県南部及び和歌山県の土石流による災害があり、国民全員が被災地の復興、復旧にかける思いを共有し、きずなという言葉が印象に残る年でした。ことしこそ、被災地の復興や被災地の人たちの思いが一段と前進するように願うばかりでございます。

ところで、三宅町に当たっては、産業振興、税収の確保、子育て支援、防災体制の一層の充実など課題が多くあります。しかし、何よりも重要なことは、住民の思いや願いを大切にし、政策として実行することを考えます。町長におかれましても、来年度当初予算案を編成するに当たっての基本的な考えや思いをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　４番、中尾議員よりご質問のございました平成24年度当初予算編成に当たっての基本的な考え等についてご回答申し上げます。

我が国の経済の動向は、東日本大震災以降の落ち込みから立ち直りつつあるものの、円高の長期化や欧米景気の減速で経済の下振れ懸念が強まってきております。また、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注目する必要があり、予断を許さない状況であると考えております。

こうした中、地方財政についても地域主権戦略大綱に基づき、都道府県から住民に最も身近な市町村への権限移譲、義務づけ・枠づけの見直しが平成24年度から本格化し、今後、地方財政への影響が懸念されるところでございます。

これまで本町では、財政状況の効果的、効率的な改善、改革を実現するため、平成18年度に策定した第１次三宅町集中改革プランに基づき、財政健全化に取り組んでまいりました。しかし、この改革のみで本町の財政構造の抜本的改善が図られたとは言い切れず、今後も収支の均衡を継続するとともに、みずからの責任において自治体運営、経営を行うために、今年度に策定された第２次三宅町集中改革プラン及び三宅町第３次基本構想の実現に向け、本町の財政状況をさらに改善することを急務に財政運営を行っていかなければなりません。

よって、第２次集中改革プラン及び三宅町第３次基本構想の着実な推進を目指した中

で、中長期的な財政運営に配慮しつつ、財源の確保に最大限の努力をする一方、事務事業の必要性をゼロベースで見直し、真に必要な分野に限られた財源を重点的に配分することを基本に取り組むこととし、住民が町に誇りや愛着を持ち、子供や若者の定住を促すことができる「夢と活力とうるおい」に満ちた三宅町を築くことを基本に、平成24年度の予算編成を行いました。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（梅本勝久君）　中尾議員。

○４番（中尾正巳君）　再質問させていただきます。

地方公共団体における住民福祉の増進や行政水準の向上は、予算の編成に始まり、その執行という財政活動を通じてなされております。予算編成をする場合には、最も肝要なことは、限りある財源を重点的、効率的に配分することであり、加えて節度ある財政運営を図るよう努めることであると思います。特に、長期的展望に立って施策を決定し、所要経費を限りなく適正に算定して計上しなければならないと思います。また、義務的経費についても社会の変化に対応させて、法令や制度の改廃を勇断を持って実施する必要があると私は思っております。

しかし、予算編成の現状は、多種多様な施策に総合的に満遍なく対応して、前年度予算はあたかも既得権化して、それに若干の増減を見て計上すると、いわゆる増減主義的傾向から脱却していないと言えます。この方式のもとに、行政効果、効率よりも小手先の数字合わせじゃないかと私は思っております。

それで、この予算編成につきまして、もう一度、町長のお考えをお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　予算編成につきましては、先ほど第１回目の回答で申し上げたとおりでございます。

また、今、議員からいろいろな面においてアドバイス、ご指導をいただきました。この件につきましては、今後、事務執行段階において真剣に、そして真摯にこれを受けとめて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（梅本勝久君）　中尾議員。

○４番（中尾正巳君）　先ほどの件で、私は、きずなという言葉は東日本大震災以降、一番よく使われた言葉でございます。きずなという言葉を町政にどのように生かされたか、

また、どのように町長さんは思っておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　昔でいいますと、隣近所、ご近所さん、そんな中でのおつき合いがあったように思います。また、そういう近所づき合いが少し大きくなって、班とか会というような言い方も地域によってはされると思うんです。そして、それがもっともっと大きくなって、例えば村であったり自治会いう言い方で表現されると思うんですけど、そういうつながりの中で、昔はおつき合いというのがたくさんあったように思います。今でも行事とかのつながりがあると思うんですけど、昔はもっと隣近所、何ぼでも家へ入っていけたような、そんなつき合いの中でのコミュニティーがあったように思います。

これが、ここ10年、20年の間で急速に減少したり、またなくなってきたように思うのが私の考えでありまして、そういう部分の再生について、例えば県の補助事業を有効に現在活用されて積極的に活動されております伴堂自治会館のおかげ会館の中での朝のモーニングサービス、日だまりサロンだったと思うんですけど、その辺でも開催当時より、水曜日そして土日の開催の週３日の開催でございますが、非常に町内全域からたくさんの方が訪れて、いろいろな情報交換を行われているようにお聞きしております。私も時間の、議会の合間を見て、ぜひ一度行きたいなという思いでおるところでございます。

こういうふうなコミュニティーの、昔あったようなコミュニティーの再生に向けて、やはり町も取り組んでいきたいなと、それがきずなの部分かなと、私はこのように考えております。

○４番（中尾正巳君）　議長、結構です。

○議長（梅本勝久君）　中尾議員の一般質問を終わります。

◇　渡　辺　哲　久　君

○議長（梅本勝久君）　次に、１番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

○１番（渡辺哲久君）　一般質問します。

まず、質問項目１つ目です。少子高齢化対策に投資するための長期的な財政運営について。

まず、質問の内容、１、今後、急速に進む三宅町の少子高齢化の波を乗り切るために、高齢者の居場所づくりや地域の人のつながりを支える施策など、予算の重点配分が必要な政策課題があります。しかも、これから二、三年がそのタイムリミットと思われます。

限られた財源の中で重点施策の財源を確保することは容易ではありません。鮮明な長期的視野と、一方で目先では厳しい財政運営が必要であると思います。この点について、町長のお考えをお聞かせください。

質問の理由です。１、少子高齢化の波はとどまることがありません。三宅町第３次基本構想では、平成32年には人口が１割減少し、6,832人にまでなると推計しています。このまま放置していては町は衰退していきます。

高度経済成長時代につくられた東屏風団地の高齢化率は現在33.7％で、これは国立社会保障・人口問題研究所の国全体の予測によれば2035年の水準です。東屏風団地の年齢構成を見ると65から69歳までが最多で、次に多いのが60から65歳です。今後５年でさらに急激に高齢化が進みます。

ここ数年のうちに、それでも安心して暮らしていける町づくりの施策が必要です。私は、公民館や老人憩の家に人を配置して高齢者が集える居場所づくりを進めること、先ほど伴堂の取り組みについてもご紹介がありましたが、そういう活動を進めていくこと、そして各大字ごとに住民みずからが自治協議会を立ち上げて人のつながりを育てていくこと、また、それを支えるために自治協議会への人の配置か助成金交付を行うことが有効だと考えています。

こうした仕組みを機能させるためには、自治基本条例の制定も必要でしょう。しかし、これを三宅町全体で実施すれば、毎年数千万円の支出となります。私は有効な投資であると考えますが、財政規模も小さく、町税など自主財源の少ない三宅町では大きな選択です。

２、平成22年度の三宅町の決算を見ると、財政状況は好転しています。単年度収支に繰上償還した町債や基金への積立額などを加味した実質単年度収支は、かなりの額の黒字となりました。その要因は２つあります。１つは行政改革です。平成21年度の集中改革プラン進捗状況によると、平成17年度決算と21年度決算の比較で収入が6,500万円増加し、人件費が１億数千万円の削減、その他の支出で１億強の削減で、合計３億円ほどの改善と言われています。もう一つが、三宅町の財政危機の引き金になった小泉改革による地方交付税削減が政権交代によってとまり、最低額だった平成18年度に比較して平成22年度は１億9,000万円戻っています。

財政危機は、しかし終わったのでしょうか。三宅町の歳入に占める地方交付税の割合は、平成22年度で44.3％と半分近くです。国の動きが町の未来を左右します。地方交付

税はもう削られることはないのでしょうか。私はそうは思いません。

マスコミは、次の衆議院選挙では民主も自民・公明も過半数をとれず、改革を演出するみんなの党や橋下維新がキャスティングボードを握るであろうと言っています。橋下維新の政策が先日発表されましたが、そこには地方交付税の廃止と明記してあります。小泉改革への逆流が始まる危険はあるのです。

３、だから、財政が好転したからといって、たがを外してはいけません。今だからこそできる投資にお金を集めるためには、財布のひもを緩めてはいけません。

第１次集中改革プランでは、町職員の方々も身を切って、早期退職や給与抑制に協力していただいてきました。いろんな思いを胸にして役場をやめていかれただろうと思います。その人たちの犠牲を忘れてはいけません。

聞くところによると、第１次集中改革プランで始まった幹部職員の58歳での自主退職という申し合わせは撤廃されたそうです。その是非については私は判断できませんが、万が一にも内輪のお手盛りにならないよう、厳しい財政運営を心がけるべきだと思います。私たち議員も、よりよい町をつくるために政策を提案し、その財源を生み出すために一緒に努力する姿勢で臨んでいくつもりです。

質問の２つ目です。学童保育の充実について。

質問の内容、２、三宅町の学童保育は、他市町村のように親が就労していることという要件を設けないことや、小学校高学年も受け入れるなど、誇れる事業と思っています。学校以外に地域の中に子供社会があることは、子供の成長にとってもよい効果を生んでいます。町民、特に若い世代の期待は大きいものがあり、その分要望も多く寄せられます。その一つとして、夏休み期間中の学童保育の受け入れ開始時間を７時半に早めてほしいという声があります。町長のお考えをお聞かせください。

質問の理由です。

少子高齢化では働き手が不足し、経済がしぼんでいくと危惧されていて、その分、女性が今以上に企業に進出し、主要な働き手となっていくと言われています。だれもが社会の担い手であることはよいことです。しかし、安心して子育てできる環境がなければ、それは実現しません。若い世代がどこに住むのかを考えるとき、子育てしやすい環境は大きな選択の条件でしょう。三宅町で生れ育った若い人たちが町に住み続けてくれる、さらには三宅町に若い人たちが流入してくれるようになるには、子育て環境の充実が不可欠です。

三宅町の学童保育はよい事業だと思っていますが、足りないところもあります。１つは、夏休み、冬休みなど学校の長期休暇のときです。企業などで働いているお母さんたちにとっては、夏休みだからといって出勤時間をおくらせることはありません。核家族化の進行で、おばあちゃん、おじいちゃんがその間見てくれるという環境にもありません。お母さんを孤立させては、よい子育てはできません。

三宅幼児園の延長保育のような仕組みは、学童保育ではできないのでしょうか。私が伝える限りでは、始まりの時間を早くしてほしいという声が多いようです。三宅町学童保育を運営している町の職員さんは保育の専門職ばかりではありませんから、いろいろと困難もあるかもしれませんが、子育てしやすい町づくりのためにご協力いただけないものでしょうか。

以上、ご回答お願いします。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　１番、渡辺議員の少子高齢化に投資するための長期的な財政運営について回答申し上げます。

我が国において少子高齢化が急速に進行する中で、東日本大震災や原子力発電所の災害の影響など、先が見えない経済状況下において、三宅町においても一層厳しい財政状況が見込まれているところでございます。このような中、だれもが住みなれた地域で過ごしていくためには、行政と地域の連携による地域づくりが必要でございます。

渡辺議員のご指摘のように、地方分権の進展や住民ニーズの多様化により、市町村の果たすべき役割はますます大きくなり、高齢者の居場所づくりや地域の人のつながりを支える施策など、予算の重点配分が必要な施策を戦略的、継続的に展開していくためには、より健全な財政運営に努めていくことが必要不可欠であり、このことに関しましては、三宅町第３次基本構想において、行財政計画に基づく行政経営の健全化を今後の方向性としてとらえております。

さて、三宅町においても、ご質問の中にありました重点施策の財源確保につきましては、日ごろから国における政策変更など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう努めるとともに、このことにつきましては職員にも指示しているところでございます。さらに、事業の実施方法や内容の見直しなどの創意工夫により、事業自体のあり方から見直すことにより、国・県の補助事業の活用を図り、さらに事業主体を地域やＮＰＯなどとの分担・協働事業とすることにより補助採択を図るなど、創意工夫により経

費の節減を図れるよう努めております。

その具体例といたしましては、最近の例では、平成23年度おける奈良県の地域の居場所づくり推進事業、平成24年度実施予定の事業につきましては、財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業等により、公共施設の整備や高齢福祉施策について、地域社会の推進等による補助金、交付金の有効的な活用により、継続的に実施しております。いずれにいたしましても、その効率的かつ効果的な実現のためには、行政と地域の協働による町づくりが不可欠であると考えております。

今後とも、三宅町において中長期的に安定的な財政運営を行うため、自主財源の確保や経費の節減は言うまでもなく、既存事務事業の効率化などを一層進めるとともに、住民参画の推進や自治会を初めとする地域、ボランティア、ＮＰＯ団体との連携協働による体制づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

また、三宅町におきましては、平成18年度よりスタートした第１次集中改革プラン以降、行財政改革を実施し、本年度からは平成25年度までを実施期間とする第２次集中改革プランがスタートいたしました。この第２次集中改革プランでは、この厳しい財政状況下において質の高い行政サービスを提供し、安定した財政基盤が必要不可欠としており、さらに平成22年度策定いたしました三宅町第３次基本構想の中では、行政改革計画に基づく行政経営の健全化、自主財源の確保のための徴収率の向上と滞納整理の強化、町所有売却可能資産の処分等、また新規債務の抑制等による適正な公債費負担を行うことを重点的に取り組むとしております。

今後、国からの地方への財源移譲、地方交付税等の削減、長引く景気の低迷に伴う町税収入の減少にある中、少子高齢化社会に伴う子育て支援や高齢者対策などにより社会保障経費が増加し、財政の硬直化も予想されます。このような環境の変化の中、やはり三宅町においても、議員のおっしゃるように、中期的、さらには長期的な財政運営を見越した財政計画が必要であることと考えますが、これまでの決算額をもとに一定条件を想定した中長期視点に立った全体的な計画が必要であることから、私といたしましては、今後慎重に検討すべき課題として認識をしております。

続きまして、渡辺議員の学童保育の充実に係るご質問にご回答を申し上げます。

学童保育事業につきましては、他の市町村と同様に、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子供たちを対象とし、さらには小学校４年生以上の児童、健全育成上指導を要する児童を対象に加え、保護者や関係機関との連携のもと、生活の場を提

供し、その健全な育成を図ってきたところでございます。

さて、学童保育につきましては、現在、職員の勤務シフトを２シフトとし、午前９時より18時15分までの時間で開設しているところでございます。今回さらに、早朝の時間延長ということですが、私といたしましては、学童保育の利用者のニーズが多様化している中、保護者が安心して働くことができるよう、また児童がより安全に安心できる居場所づくりを目標に、学童保育の充実に努力いたしているところでございます。

また、これまで学童保育の説明会においてもそのような声があり、午前７時半からの受け入れにつきましては、来年度の夏休みからの実施に向け、現在、職員の勤務体制、延長保育料の徴収等の課題について整理、解決を図っているところでございます。

以上で回答を終わらせていただきます。

○議長（梅本勝久君）　渡辺議員。

○１番（渡辺哲久君）　まず、１番目の質問について、先ほど廣瀬議員の質問に町長が答えられました際に、今年度、繰上償還のために基金を取り崩して、それはそれで意義があったことであるし、借金全体としてはかなりの額が減ったので効果は高いと思いますが、ただ、その点について、基金の積み直しということも必要であるというようなお考えを言われました。長期的な財政運営の考えとして、言葉はちょっと悪いですけれども、目先のことに浮かれてたがが緩んじゃうというようなことは戒めておられるんだなという考えがわかりましたので、そういう考えで財政運営をぜひ引き続きお願いしたいというふうに思います。

学童保育の件なんですが、前向きなご回答をいただいて心強く思っています。

もう一つ気になることがありまして、先ほど私が第３次基本構想の数字を挙げましたが、第３次基本構想の中では、目標数値として7,000人強ぐらいで削減数を食いとめるというような目標になっています。そのためには、やはり子育て環境の充実という点が柱になるんではないかというふうに思っています。

第３次基本構想の質問の町民アンケートの中でも、教育や学童保育に対する町民の関心も高いし、満足度も比較的高い評価を得ているとは思いますが、この施策、子育て支援、私の質問では、学童保育については、今後の将来的な課題として、さっきおっしゃったような長期的な視野に立って、優先順位が非常に高い施策ではないかというふうに考えています。直接のご回答は納得しましたので、その長期的視野で考えたときに、子育て支援や学童保育の位置づけについて再度ご回答いただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（梅本勝久君）　町長。

○町長（志野孝光君）　先ほどから各議員への再質問等でのご回答でほぼご理解をいただいておるというところでございますが、やはり基盤整備などのハード事業、これに対しましては相当な費用がかかってまいります。また、先ほどから議員おっしゃっておられますように子育てであったり、学童であったり、また高齢者に対する施策であったり、福祉であったり、この辺に対しましては、額だけを申しますと少額でかなりの大きな効果が望めると、その点についても私は十分に認識をしておりました。このハードとソフトの面を十分に検討しながら、中長期の展望を見据えて、平成24年度以降もしっかりと町政運営に取り組めたらと、このように考えております。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本勝久君）　よろしいか。

渡辺君の一般質問を終わります。

これで本日の定例会に通告されました一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（梅本勝久君）　以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

なお、９日より15日まで各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、３月16日の金曜日、午後１時30分より再開いたしまして、ただいま特別委員会並びに常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

（午前１１時２７分）

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会〔第３号〕

招集の日時　　平成２４年３月１６日金曜日午後　１時３０分開議

招集の場所　　三宅町役場３階議会議場

出席議員名

渡　辺　哲　久	植　村　ケイ子	川　口　靖　夫
中　尾　正　巳	廣　瀬　規矩次	馬　場　武　信
松　田　睦　男	池　本　久　隆	辰　巳　勝　秀
梅　本　勝　久		

欠席議員数（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町　　長	志　野　孝　光	副　町　長	出　井　雅　史
教　育　長	田　畑　榮　一	総務課長	中　川　　章
健康福祉課長	東　浦　一　人	町民生活課長	西　岡　康　次
産業建設課長	岡　本　豊　彦	教育委員会事務局長	陰　山　尚　則
上下水道課長	松　本　幹　彦		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土　江　義　仁	モニター室係	林　田　忠　男
モニター室係	松　浦　祐　佳		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

９番議員	辰　巳　勝　秀	１番議員	渡　辺　哲　久

平成２４年３月三宅町議会第１回定例会〔第３号〕

議　事　日　程

平成２４年３月１６日　金曜日

午　後　　１時３０分　再　開

日程第１　　特別委員長及び常任委員長報告

１．予算審査特別委員長

２．総務・建設委員長

３．福祉文教委員長

◎開議の宣告

○議長（梅本勝久君）　こんにちは。開会に５分ほど早いようでございますが、皆様おそろいでございますので、これより会議を開かせていただきたいと思います。

平成24年３月三宅町議会第１回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって会議は成立しました。本日の会議を開きます。

（午後　１時２４分）

◎議事日程の報告

○議長（梅本勝久君）　本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員長並びに特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本勝久君）　日程第１、常任委員長及び特別委員長報告についてを議題とします。

去る３月８日本議会において、常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたしました議案等について、委員長の報告を求めます。

まず、３月９日と12日に開会されました予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、中尾正巳君。

○予算特別委員会委員長（中尾正巳君）　去る３月２日の第１回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました平成24年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計予算案５件について報告を行います。

去年発生した東日本大震災後、国の経済の動向は立ち直りつつあるものの、円高の長期化、またデフレの影響等、雇用情勢の悪化懸念が依然残っています。

こうした中、国の「平成24年度予算の概算要求組替え基準」が閣議決定され、引き続き行政刷新の継続・強化を通じた見直しが必要不可欠であるとされています。

地方財政においては、「地域主権戦略大綱」に基づき、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け、枠付けの見直しが本格化し、また、補助金の一括交付金化も進められており、影響が懸念されるところであるとのことです。

本町の財政事情は、財政状況の効果的・効率的な改善・改革を実現するため、平成18

年度に策定された「第１次三宅町集中改革プラン」の検証を踏まえ、「第２次三宅町集中改革プラン」、また「三宅町第３次基本構想」の実現に向け財政状況を改善することが急務であることを踏まえて、平成24年度の予算編成に当たっておられ、財源の確保に最大限の努力を、一方では、歳出の抑制に取り組み、事務事業をゼロベースで見直すなど、真に必要な分野に限られた重点施策を基本とし、５つの取り組みに反映されております。

それでは、審査経過及び結果につきまして、以下、議案に沿ってご報告いたします。

議案第１号　平成24年度三宅町一般会計予算案は総額30億3,000万円となり、対前年度比としまして約12.6％減で、４億3,700万円の減額となっています。

まず、歳入について、主なものといたしましては、町税収で５億9,992万9,000円、固定資産税等の減収による影響で、前年度に比べ35万3,000円の減額となっております。

地方譲与税は、自動車重量譲与税の減額により2,273万1,000円。

各交付金は、前年度より287万8,000円減額の7,350万4,000円で、地方交付税は、国の地方交付税の減額を見込み、15億7,389万8,000円の収入が見込まれております。

分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、各種検診負担金、中学校負担金等で6,047万1,000円。

使用料及び手数料では、放課後児童保育料、町営住宅使用料、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料、指定ごみ袋売払手数料等を合わせ5,671万2,000円の収入が見込まれております。

国庫支出金では、国庫負担金・補助金・委託金を合わせて１億5,804万3,000円が、県支出金では、県負担金・補助金・委託金を合わせ１億4,246万8,000円が見込まれております。

財産収入では、基金利子及び事業等の残地の売払収入を合わせ3,176万2,000円が見込まれ、繰入金については49万1,000円が見込まれております。

諸収入では、雑入及び町預金利子・貸付金等で3,852万4,000円。

町債は、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債並びに各事業債の借り入れ予定額を含め２億6,136万5,000円が見込まれております。

次に、歳出について、議会費は昨年同様の年金制度廃止に伴う年金一時負担金を含む議会運営関係、議員及び職員人件費等を合わせ6,922万6,000円が計上されています。

総務費では電算システム並びに各種保安管理に係る経費、町長選挙などに係る所要の

経費として４億2,088万円が計上されています。

民生費は心身障害、高齢者、母子及び乳幼児に係る医療給付費並びに高齢者対策として生きがいと健康づくり、地域包括支援センターに係る経費を、また児童福祉では幼稚園、放課後児童保育等に係る経費などを合わせて８億9,002万円が計上されています。

衛生費は、各種がん検診等健康対策、あざさ苑の指定管理、妊婦の健康健診の拡充に係る経費及びごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算など、３億124万7,000円が計上されております。

農林水産業費では、大和平野土地改良区賦課金補助金、各種耕地事業など4,945万7,000円。

商工費では、太子道復興事業など1,167万3,000円。

土木費では、公営住宅管理費、町道２号線、３号線道路関係の整備工事などで４億4,994万9,000円が計上されています。

消防費は、防災、災害対策関係経費及び山辺広域行政事務組合消防負担金を合わせ１億8,365万6,000円が計上されています。

教育費は、教育委員会・学校・幼稚園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費などを合わせ２億5,977万8,000円が計上されております。

公債費については、地方債の元金、利子を合わせ、３億7,879万7,000円が計上されております。

次に、審査経過について申し上げます。

まず、議会費の議員年金及び議員手当内容について、総務課関連では、臨時交付金等地方債については例規のデータ化について、防災諸事業についてなど質疑を行いました。

産業建設課関係の質疑として、地籍混乱地の解消のための調査費について、また道路事業では町道２号線・町道３号踏切の内容について、町営住宅の長寿命化事業について、太子道復興事業などの質疑を行いました。

健康福祉課関係の質疑として、長寿社会づくりソフト事業、老人憩いの家あざさ苑の指定管理についてなどの質疑を行いました。

町民生活課関係の質疑として、戸籍電算システムなどの質疑を行いました。

幼児園関係の質疑として、大規模改修事業、通園バスの使用料についてなどの質疑を行いました。

教育委員会事務局関係として、補助金の補助基準について、特別支援事業についてな

どの質疑を行いました。

厳しい財政状況の中で、一般会計予算案については、優先順位の選択を行い、事業の重要性、緊急性等を慎重に検討する中、町単独事業について国・県の補助金を受け、町の負担を抑えるとともに、行政効果等を勘案し、縮小・廃止も行いながら予算編成が図れています。今後、税収の落ち込み等が予想される中、引き続き行財政改革の推進に努めるとともに、各委員より出された意見を新年度の予算に生かされるよう要請し、本委員会は、賛成全員で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第２号　平成24年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では８億6,031万5,000円の予算計上となり、対前年度と比較して4.4％の増額となっており、滞納比率の件についての質疑を行い慎重審議し、本委員会では、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第３号　平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で9,023万円の予算計上となり、対前年度と比較して13.5％の増額となっており、本委員会では、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第４号　平成24年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算では６億円の予算計上となり、対前年度と比較して11.7％の増額となっており、本委員会では、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第５号　平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案について、歳入歳出予算で３億4,350万円の予算計上となり、対前年度と比較して1.4％の減額となっており、本委員会では、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第６号　平成24年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入は１億6,954万6,000円で、支出は１億6,948万4,000円、また資本的収入で1,636万2,000円、支出では4,351万4,000円の予算計上が図られ、水道管老朽管敷設替え事業の質疑を行い、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、特別委員会に付託を受けました平成24年度予算６議案についての概要であり、予算執行に当たっては、適切かつ効率的な執行管理の徹底並びに費用対効果、経常経費の節減合理化、歳入財源確保に努め、事務執行に当たられるよう切望し、慎重審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長の報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（梅本勝久君）　中尾委員長、６ページの議案第３号　平成24年度の後期高齢者医療の特別会計予算、この分の賛成多数という報告があったんですけど、そこへ全員と訂正……全員だったものですから。

○予算特別委員会委員長（中尾正巳君）　そしたら、６ページの「原案のとおり賛成多数」を訂正いたしまして、「原案のとおり賛成全員で承認いたしました」ということで訂正いたします。

○議長（梅本勝久君）　はい、ご苦労さんでございました。

続いて、３月13日、午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、辰巳勝秀君。

○総務建設委員会委員長（辰巳勝秀君）　こんにちは。

去る３月８日、第１回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、13日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてを報告いたします。

まず、議案第７号　平成23年度三宅町一般会計第４回補正予算案については、歳出のうち、総務課関係などで、款２、総務費の項１総務管理費では総額2,440万9,000円の増額で、内容としては、目１一般管理費で退職手当組合負担金691万3,000円の増額を、また目３財産管理費では、事故に係る賠償費59万6,000円の増額、目４企画費において電算システムの委託料810万円の減額があります。

目10財政調整基金費では公債償還基金への積立金として、新たに2,500万円の増額がされております。

次に、款９消防費、目１消防総務費では総額5,035万9,000円で、うち40万円の増額は災害時に強い町づくり事業で機材の購入費として4,995万9,000円の防災行政無線デジタル化整備に係る経費でありました。

次に、款12公債費、目２利子においては187万3,000円で、款14予備費においては、財源の調整を図るべく659万7,000円の増額が行われております。

次に、産業建設課関係で、款６農林水産業費中、項１農業費、総額54万5,000円の減額補正がなされ、内容として農業委員会等の共済費増額と目４農地費の71万5,000円の減額で戸別所得補償制度推進事業費の確定に伴うものであります。

次に、款８土木費中、項２道路橋梁費は総額１億1,575万8,000円の減額補正で、内訳として、目１道路維持費で38万円の減額、目２道路新設費では、町道２号線及び地方特

定道路事業のあわせて１億1,537万8,000円の減額となっております。

項３都市計画費、目１都市計画総務費の都市計画図作成業務等の事業確定により281万6,000円の減額となっております。

続いて、歳入におきましては、款１町税では、決算見込みの調整で町民税が444万円の増額、純固定資産税は1,618万円、町たばこ税等あわせて561万円がおのおの増額補正されています。

款２地方譲与税では656万円の増額。

款４配当割交付金は50万円増額されております。

款13国庫支出金、項２国庫補助金で、目７土木補助金では耐震関係補助金の47万9,000円の減額、並びに目10総務補助金は消防防災通信基盤整備費補助金で1,460万円の増額がされております。

次に、款14県支出金、項１県負担金、目４消防負担金では、新たに奈良県自主防災組織結成支援事業補助金として20万円が増額され、項２県補助金、目５農林水産業補助金で、戸別所得補償制度導入推進事業費確定による71万6,000円の減額、次に目７土木補助金では、住宅新築資金等貸付助成事業と耐震関係補助金等で63万7,000円の増額がなされております。

款19諸収入、項１遅延金加算金、目１遅延金200万円が増額されております。

項６雑入、目１雑入では自動車事故共済金等で64万2,000円が増額されております。

次に、款20町債では、目１総務債では臨時財政対策債で2,710万円の減額で、目７土木債で三宅２号線・３号線の地方特定道路等の一般単独事業債の減額で１億190万円の減額がされております。

目８消防債で緊急防災減債事業債の新たな起債で3,520万円の増額がされております。

以上で、一般会計第４回補正予算案中、総務建設委員会の所管に係る補正予算で、事業費等の精算並びに国・県の補助事業を積極的に活用されたものであり、交通事故に伴う補償等の質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号　特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案並びに議案第11号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厳しい財政状況の中、社会経済情勢を考慮し、従前より実施されている給料の減額を町長で100分の15、副町長、教育長については100分の10カットをこの４月から来年３月31日まで行うという条例改正案で

あり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第12号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に係る条例改正であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第16号　山辺広域振興基金の権利の放棄について、山辺広域振興基金に対する出資金総額7,470万3,500円のうち1,586万2,449円を山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業の財源に充当されるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました補正予算案１件、条例案３件、基金の権利の放棄に係る案件１件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（梅本勝久君）　ご苦労さんでした。

続いて、３月13日、午後２時より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、池本久隆君。

○福祉文教委員会委員長（池本久隆君）　去る３月８日、第１回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、13日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

議案第７号　平成23年度三宅町一般会計第４回補正予算案について、歳出のうち、款３民正費で、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費において215万3,000円の増額は、法の改正による障害児支援給付管理システム賃借料42万円の増額、介護保険特別会計繰出金及び返還金で173万3,000円が増額されています。

目２老人福祉費では、養護老人ホーム措置費などで133万4,000円の減額がされています。

項２児童福祉費では、目１児童福祉総務費で総額1,849万2,000円が減額されております。主な内容は、委託児童の増加及び電算事務委託料の減額を合わせ64万3,000円の減額、特措法による子ども手当が1,780万円が減額されております。

目６幼稚園費では、地域子育て創生事業などで136万5,000円増額と臨時職員変動による人件費で70万円が減額され、合わせ66万5,000円増額されています。

款４衛生費、目１保健衛生総務費は、予防接種助成に係る費用の確定見込みにより1,331万9,000円減額と、人件費の負担金率変更による15万円の増額がされております。

目３環境衛生費も人件費の負担金率変更による21万円の増額がされております。

項２清掃費、目１清掃総務費は、人件費の負担金率変更による17万円の増額と、ごみ・し尿収集処理委託料などで320万円が減額されております。

款10教育費、項３、目１中学校費は、式下中学校組合負担金の増額で４万6,000円がされております。項４、目１幼稚園費は、補助事業費を活用した耐震補強工事で9,544万2,000円の増額、人件費では180万円が減額されております。

続いて、歳入におきましては、款11分担金及び負担金では、目２民正負担金では幼児園保護者負担金等増加、養護老人ホーム入所措置負担金の減少をあわせ、311万3,000円の増額。

目３衛生負担金は、各種検診等負担金で27万円の減額。

目９教育負担金として交付税負担金額の決定に伴い、式下中学校普通交付税負担金86万4,000円が減額されております。

款12使用料及び手数料で、目９教育使用料は幼稚園の授業料及びバス使用料で38万2,000円の減額、目３衛生手数料では指定ごみ袋売り払い及び廃棄物処理の手数料300万円の減額があります。

款13国庫支出金、項１国庫負担金、目２民生負担金で、子ども手当給付、次世代育成支援対策などで1,914万8,000円の減額、項２、目９教育補助金で幼稚園耐震工事事業補助として2,927万5,000円の増額。

次に、款14県支出金、項２県補助金、目２民生補助金では地域子育て創生事業、２歳児未満保育事業で11万5,000円の増額、目３衛生補助金では、予防ワクチン接種事業量の確定で510万9,000円の増額、款20町債、項１町債、目９教育債で幼稚園耐震工事に係る起債として7,080万円が増額されています。

以上、一般会計第４回補正予算案中、福祉文教委員会の所管に係る予算については、事業費などの精算並びに国の補助事業を積極的に活用されており、大規模改修の明許についてなどの質疑を行い、本委員会は、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

議案第８号　平成23年度三宅町国民健康保険特別会計第３回補正予算については、事業費の見込み確定に伴う増額補正で、歳入歳出予算にそれぞれ21万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を８億9,015万6,000円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第９号　平成23年度三宅町介護保険特別会計第３回補正予算案については、事業

費の見込みの確定によるもので、歳入歳出予算にそれぞれ112万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を５億4,782万2,000円と定めるものであり、認定審査会の内容などを確認し、本委員会では、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

議案第13号　三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険料見直しに係る条例の一部改正であり、本委員会は、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

議案第14号　三宅町立保育所条例の一部を改正する条例の制定については、上但馬保育所の表記を削除するもので、施設の有効利用について質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第15号　三宅町老人憩いの家設置条例の一部を改正する条例の制定については、伴堂老人憩いの家の事業を伴堂公民館に移行されるのに伴う伴堂老人憩いの家の廃止を行うためのもので、本委員会は、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案３件、条例案３件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（「　　三宅町介護保険特別会計、これ多分委員長の報告は112万7,000円減額というふうにおっしゃったように思うんですけど、違いますか。」と呼ぶ者あり）

○福祉文教委員会委員長（池本久隆君）　112万7,000円減額、どこやろ。９号はちょっと読みまっせ。

議案第９号　平成23年度三宅町介護保険特別会計第３回補正予算案については、事業費の見込み確定によるもので、歳入歳出予算についてそれぞれ112万7,000円を減額し。

（「そこが増額や」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　12万増額。

○福祉文教委員会委員長（池本久隆君）　えらいすんません。増額やて。えらいすんませんわ。

○議長（梅本勝久君）　増額。

○福祉文教委員会委員長（池本久隆君）　増額やな。

えらい失礼しました。それでよろしいでっか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○福祉文教委員会委員長（池本久隆君）　はい、えらい、すんません。

○議長（梅本勝久君）　はい、ご苦労さんでした。

ただいま各委員長の報告を終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第１号　平成24年度三宅町一般会計予算についてより議案第６号　平成24年度三宅町水道事業会計予算についてまでの６件を採決いたします。

本件は、委員長の報告どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本６件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第７号　平成23年度三宅町一般会計第４回補正予算についてより議案第９号　平成23年度三宅町介護保険特別会計第３回補正予算についてまでの３件を採決します。

本３件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての２件を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号　三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第13号　三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号　三宅町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号　三宅町老人憩いの家設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号　山辺広域振興基金の権利の放棄についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（梅本勝久君）　起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（梅本勝久君）　お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109号第６項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅本勝久君）　異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査したいと思います。

◎町長あいさつ

以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにいたします。

志野町長。

○町長（志野孝光君）　平成24年３月三宅町議会第１回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に新年度予算を初めとする重要案件20件の議案等、提案を申し上げ、去る３月２日以来15日間にわたり慎重審議いただき、全議案可決決定をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

ここで議員各位にご報告がございます。

平成23年６月定例議会で「訴訟の提起について」議決いただきました、所在地番、石見436番１、地目　宅地、地積907.16平方メートルの株式会社阪奈和住建を相手方とした所有権移転登記手続請求事件についてでありますが、平成23年11月11日付で奈良地方裁

判所葛城支部に訴状を代理人弁護士を通じ、提出いたしました。

その後、平成24年１月20日、２月22日の裁判を経て、２月28日に奈良地方裁判所葛城支部において判決があり、所有権移転登記手続を求めた町の請求に対し、全面勝訴判決内容が下されたところであります。

また、同じく議決いただきました、所在地番、石見422番１、同番15、同番４、同番12、同番16、地目　公衆用道路、用悪水路、地積合計663.79平方メートルの有限会社拓洋産業を相手方とした所有権移転登記手続請求事件についても、平成23年11月11日付で奈良地方裁判所葛城支部に訴状を代理人弁護士を通じ、提出いたしました。

その後、平成24年１月20日、２月９日の裁判を経て、３月８日に同じく奈良地方裁判所葛城支部において判決があり、所有権移転登記手続を求めた町の請求に対し、全面的な勝訴判決内容が下されたところであります。

なお、判決後２週間以内に控訴がなければ判決が確定されることになり、株式会社阪奈和住建を相手方とした判決については控訴がなかったことから確定しております。また、有限会社拓洋産業を相手方とした判決については控訴期間が終了しておらず、まだ確定しておりませんが、現時点までの経過等を議員の皆様に報告させていただきます。

本議会で議決いただきました本町の長年の懸案事項でありました石見駅周辺整備につきましては、本年度より積極的に事業を進めるとともに、災害に強いまちづくり事業においては、幼稚園耐震補強事業に取り組んでまいる所存であります。

昨年３月11日午後に発生した東日本大震災から早くも１年を迎えました。この未曽有の大震災により被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表します。

本町におきましても、これまで被災地への人的支援や物的支援、義援金による支援をさせていただきましたが、今回の震災は私たちがかつて経験のしたことのない大災害であり、復興への課題も多く、一層の対応が必要であります。

したがいまして、本町といたしましても、今後も被災地の復興に向けてできる限りの支援をさせていただく所存でありますので、引き続き、議員各位におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日行われました幼稚園卒園式を初めとし、これからたくさん行事がございます。どうぞご自愛をいただき、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（梅本勝久君）　以上で、平成24年３月三宅町議会第１回定例会を閉会いたします。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

３月２日より15日間の長きにわたる日にち、議員の皆様方に24年度新年度予算を初めとして、おのおの全員、慎重審議を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。また、全項目が全員賛成で可決いただきまして、本当にありがとうございました。

なお、またきのうですか、奈良の言葉でいいますとお水取りが終了いたしまして、もう春をここへ迎えるわけでございますけれども、まだまだ寒さ厳しい中、ご自愛をいただき、各学校の入学式までおのおのお忙しい日にちをお過ごしいただかなきゃならないと思いますけれども、お体を留意されて、今後ともよろしくお願いし、また町政の発展のためにご協力をお願いし、あいさつといたします。

ご苦労さんでございました。

（午後　２時１８分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員